

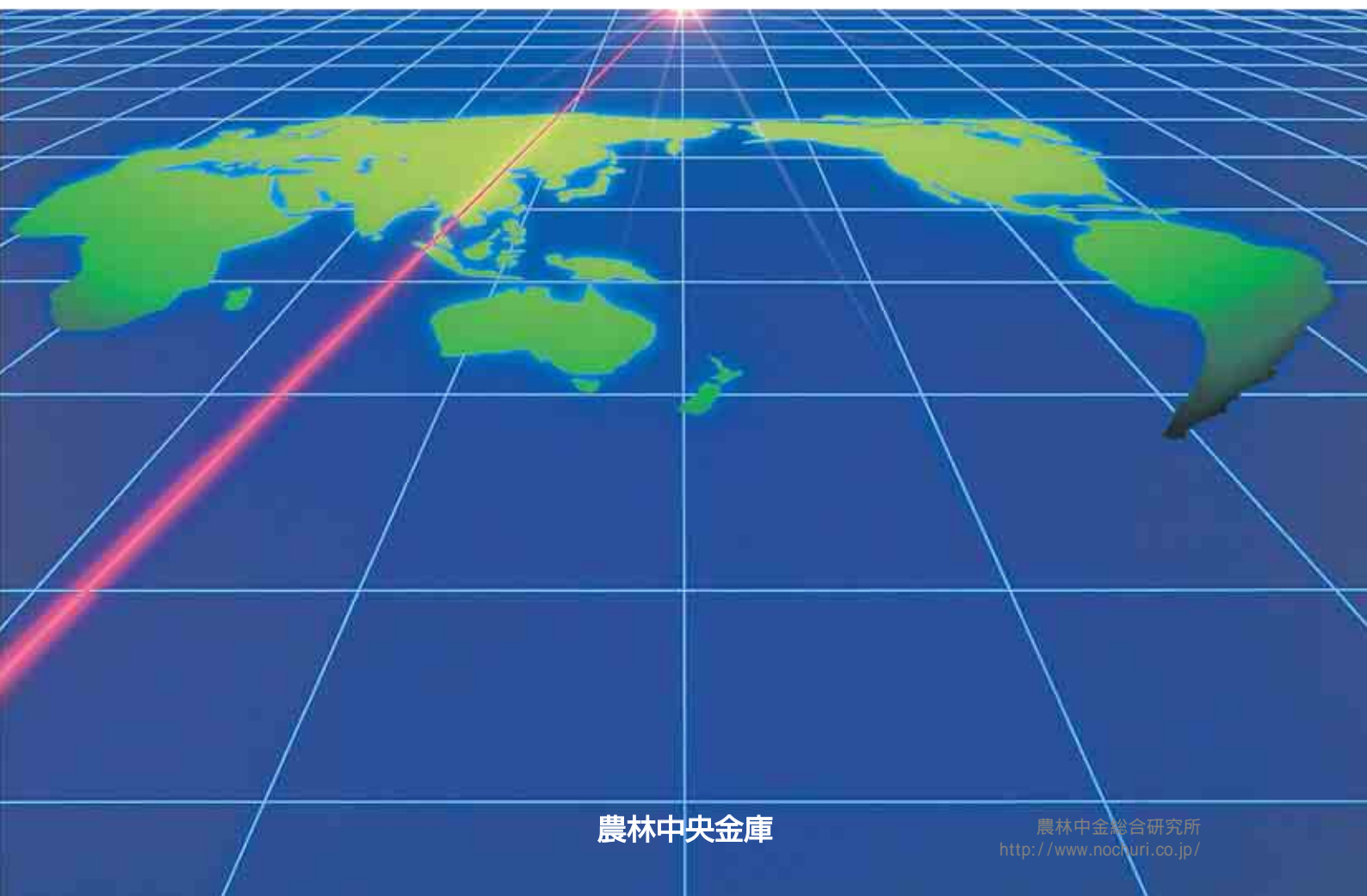
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2013 **11** NOVEMBER

TPPと農業構造改革のあり方

- TPPと日本の経済連携戦略
- 農業所得・農家経済と農業経営



真に重要な国策は何か

安倍内閣の高い支持率が続いている。直近の各メディアによる世論調査でも依然として60%前後の高支持率を確保し、内閣発足時を上回る水準を保っている。また、内閣を支持する理由として、「政策や実行力への期待」といった積極的理由を挙げる回答が多いことも、最近数代の内閣には見られなかった特徴であり注目に値する。

これは、昨年12月の内閣発足以来、「アベノミクス」と称し、大規模な金融緩和と財政出動を矢継ぎ早に打ち出すことにより為替と株価にインパクトを与え、また、企業経営者を引き連れて世界各国をトップセールスするなど自らが掲げる経済政策にリーダーシップを発揮している姿が国民に評価されているものと考えられる。さらには、9月7日、プエノスアイレスで開かれたIOC総会において、日本の最大の懸念材料となっていた福島原発の汚染水問題への各国の懸念を払拭するスピーチを行い、2020年夏季五輪の東京開催決定を演出した効果も大きいと思料される。

五輪の東京開催決定は、多くの日本国民に将来への夢と希望を与えるものとして、また、世界各国の日本に対する信頼と期待が失われていなかったことの証左として高く評価することができよう。逆にいえば、日本は世界に対し、大きな責任を負ったことを強く認識する必要がある。この点を等閑にして、五輪の経済効果ばかりを期待することは、大切なことを見失った本末転倒の議論と言わざるを得ない。

もとより、五輪の目的は経済的利益ではなく、オリンピック憲章に明記されているとおり、「スポーツを人類の調和のとれた発達に役立て、人間の尊厳保持に重きを置く平和な社会を推進すること」にある。開催国となった私たちには、まずこの目的を正しく認識し、実現に向けてなすべきことを考え、実行していくことが求められている。例えば、福島原発事故の悲惨な現実に国全体としてきちんと向き合い、本当の解決に努めることもその大切な一歩と考えられよう。

この「目的を正しく認識すること」は、政治においても極めて重要なことである。すなわち、民主主義国家の政治の目的は、主権者たる国民の幸福の最大化を図ることと定義されるが、それは目先の経済的豊かさばかりを追求するものではなく、精神的な部分まで含めた国民全体の真の幸福を考えるものでなければならない。

そうした観点に立てば、現政権が全面に掲げる「経済成長」は国民の幸福を図るうえでの手段の一つにすぎず、その手段としての実効性も多角的な見地から検証され議論されるべきものであろう。ましてや、「経済成長」そのものが政治の目的化し、国家の倫理や節度といった普遍的な価値から人々の平穏な暮らしさえも押し流し、すべてに優先されるようなことは決してあってはならないと考える。

折しも、TPP交渉の年内妥結の可否に向け政府・与党の議論が大詰めを迎えている。これからの国のあり方に関わる大きな岐路の判断において、わが国が目的と手段を見誤ることなく、正しい価値観に基づき、国策を選択することを切に願うものである。

（株）農林中金総合研究所 常務取締役 柳田 茂・やなぎだ しげる）

今月のテーマ

TPPと農業構造改革のあり方

今月の窓

真に重要な国策は何か

(株) 農林中金総合研究所 常務取締役 柳田 茂

日本はなぜTPP交渉に参加したのか
TPPと日本の経済連携戦略

石田信隆 — 2

その動向と農業構造改革への示唆
農業所得・農家経済と農業経営

清水徹朗 — 13

情
勢

2011年度における農協の経営動向

尾高恵美 — 34

談話室

日本農業を支える外国人労働力

早稲田大学政治経済学術院 名誉教授

(株) 農林中金総合研究所 客員研究員 堀口健治 — 32

統計資料 — 46

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

TPPと日本の経済連携戦略

—日本はなぜTPP交渉に参加したのか—

理事研究員 石田信隆

〔要 旨〕

- 1 日本は、ASEANを核とするアジアでのFTA、NAFTAなどアメリカ大陸でのFTAの成立・拡大に影響を受けてFTAへの取組みを開始したが、その当初から日本がFTAに関して採ってきた政策は、WTOを経済外交政策の中心に据え、FTAは地域としては東アジアを重視し、お互いにセンシティブな部分には配慮する柔軟な協定とする、というものであった。そして、2009年の総選挙で政権につくことになる民主党は、政権公約に「東アジア共同体」を掲げるに至った。
- 2 しかし世界的には、このような政策を変更させる力が生じていた。WTOドーハ・ラウンドは、発言力を強めた発展途上国とアメリカ等先進国との対立が先鋭になり、交渉は壁に突き当たった。アメリカがNAFTAを南北アメリカ大陸に押し広げようとしたFTAAも、ブラジルを代表とする発展途上国との対立から頓挫した。そして、アジアでは、中国が急速な経済発展でプレゼンスを強めている。このようななかで、アメリカのFTA政策は、アジア重視に転換した。
- 3 TPPは、このようななかで生まれたものであり、アメリカが失敗したFTAAをアジア太平洋地域で再チャレンジするものである。この流れに同調しようとしたのが、2010年以降日本政府に突如生じたTPPに参加しようとする動きであった。
- 4 しかし、日本政府のTPP積極姿勢への転換は、それ以前のFTA政策との断絶の上であり、政策の内容をみても、その転換は合理的なものとはいえない。ここに、現在のTPPをめぐる国内議論の混迷の原因がある。日本は、真の国益にかなう経済連携戦略を再構築すべきである。

目次

- 1 TPP交渉と日本
- 2 日本のFTA政策の推移
 - (1) 日本のFTAへの取組みの推移
 - (2) WTO中心からFTA併用へ
 - (3) 「日本のFTA戦略」(2002年)
 - (4) 「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」(2004年)
 - (5) FTAをめぐる国際的な状況の変化
—その1 WTOドーハ・ラウンドの停滞—
 - (6) FTAをめぐる国際的な状況の変化
—その2 アメリカの転進—
 - (7) 日本のFTA政策の変化
- 3 TPP交渉参加後の日本とFTA政策
- 4 日本の経済連携戦略の課題

1 TPP交渉と日本

2013年7月、日本はその是非をめぐって国論が大きく分かれるなかで、TPP交渉に参加した。交渉は秘密交渉として行われており、詳しい実態はうかがい知ることができないが、その後の流れをみていると、奇妙な状況にあることを感じとることができる。

まず、日本にとってこの交渉は、対等な、ウィン-ウィンの関係を目指すものになっていないのではないかということである。

日本のTPP交渉参加を決定づけた13年4月12日の日米合意では、日本は交渉入りに先立って多大なる譲歩を行った。米国の自動車関税は「TPP交渉における最も長い段階的な引下げ期間」によって撤廃され最大限に後ろ倒しされること、日本が簡素な認証手続きで輸入できる年間販売台数を1型式あたり2千台から5千台に引き上げること、日本かんば生命の新規商品の承認を当面凍結することなど、従来からアメリカに

とって最も強い関心事項であったものについて、交渉入りの前に譲歩が行われた。さらに、TPP交渉と並行して、「非関税障壁」も含めて日米協議を行うことが合意された。

TPP交渉は、日本が交渉に参加した当初から、ウィン-ウィンの関係が期待できないものになってしまったのである。

そのことは、この原稿執筆時点(13年10月半ば)の状況を見ても感じられる。現在、重要5品目について譲歩する余地がないかどうかを検討することをめぐって与党内部で激しい議論が行われている。そこでは、早い合意に達するためには、あらかじめこのような点まで検討することが必要だという説明がなされている。しかし、そもそも日本が早くTPP交渉に参加すべきだとする主張は、すべて内容が決まる前に日本が交渉に参加して、日本の主張を織り込ませるために必要だという理屈であった。現在の状況は逆であり、交渉が進んでいないなかで、日本として譲歩できるところを示すことで、交渉の合意を近づけようとする、転倒した議論がなされている。

これらの状況をみると、「攻めるべきは攻め、守るべきは守る」と強調する日本の交渉は、本当にそうになっているのか、疑問を禁じ得ないのである。攻めるべきところは譲歩してしまい、守るべきところでどこを差し出すか、先行して検討する、ということになってはいないのであろうか。

なぜこのようになってしまうのか。それは、そもそも日本にとって、経済連携に関する基本的な戦略が構築され、国民との間で共有がなされていないからではないかと、筆者には思われる。そのために、一国民として見ていて、交渉が極めて奇怪に見えるのである。

以下本稿では、日本のFTA政策を振り返りながら、今後の課題について考えてみたい。

2 日本のFTA政策の推移

(1) 日本のFTAへの取組みの推移

日本のFTAに関連する出来事の推移を第1表にまとめた。

日本のFTAへの取組みは比較的遅れて始まり、日本が最初に発効させたFTAは、02年11月発効のシンガポールとのFTA(JSEPA)であった。これは、物品やサービスの自由化だけでなく、投資の自由化、知的財産権制度などのルールの制定、交流・協力の拡大などを含む経済連携協定(EPA)として取り組まれた。

その後、NAFTA市場をにらんだメキシコとのFTAに取り組みのほか、アジア諸国と

のFTAへの取組みが急速に拡大した。05年には、ASEAN全体とのFTAである日・ASEAN包括的経済連携協定の交渉が開始された。

2000年代後半になると、FTAの取組み相手はさらに多様化していく。豪州、カナダ、チリ、など環太平洋地域の諸国、GCC(湾岸協力理事会)、EUなどである。

さらに、ごく近年に至ると、複数国が参加する地域経済連携協定への取組みが活発になった。日中韓FTA、RCEP(東アジア地域包括的経済連携協定)、そしてTPPの交渉が開始されている。

(2) WTO中心からFTA併用へ

世界のFTAは、1990年代以降急速に拡大してきたが、日本は、WTOを中心としながら、FTAはこれを補完するものとして推進するという政策を採ってきた。これは、特定国が相互に優遇し合うことを制限して最恵国待遇の原則を守り、また、全加盟国が交渉に参加しその総意で合意をまとめていくという、ガット・WTOの基本的な立場に立ったものであった。

しかし、世界的なFTA網の拡大は、FTA締約国に対し非締約国の立場を不利にし、自国もFTAを締結しようとする力学を働かせる。

日本に大きな影響を与えたFTAの拡大の動きは、ASEANを核とするアジアの動向である。ASEANは92年の首脳会議でAFTA(ASEAN自由貿易地域)の合意が行われ、93年から域内の関税引下げが開始された。そ

第1表 日本のFTA関連年表

年月	FTA・EPA		主な出来事
	交渉開始	発効	
2001年	1月	シンガポール	WTOドーハ・ラウンド立上げ
	11		
02	10		外務省「日本のFTA戦略」とりまとめ
	11	メキシコ	
03	9		WTOカンクン閣僚会議決裂
	12	韓国	
04	1	マレーシア	経済連携促進関係閣僚会議「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」決定(小泉内閣)
	2	タイ	
	2	フィリピン	
	12		
05	4	ASEAN	メキシコ
	7	インドネシア	
06	2	チリ	マレーシア
	6	ブルネイ	
	7		
	9	GCC	
07	1	ベトナム	
	1	インド	
	4	豪州	
	5	スイス	
	9		
08	7		WTO閣僚会合決裂
	7	インドネシア	
	7	ブルネイ	
	12	ASEAN	
	12	フィリピン	
09	5	ペルー	民主党, マニフェストに「東アジア共同体の構築」を掲げる
	8		
	9	スイス	
	10	ベトナム	
10	10		菅首相, TPP交渉参加検討表明「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定(菅内閣)
	11		
11	8	インド	野田首相, TPP交渉参加協議の意向表明
	11		
12	3		ペルー
	6	モンゴル	
	11	カナダ	
	12	コロンビア	
13	3		安倍首相, TPP交渉参加意向表明
	3	日中韓FTA	
	4	EU	
	5	RCEP	
	7	TPP交渉参加	

資料 外務省ホームページ等から作成
 (注) GCC(湾岸協力理事会), 豪州, モンゴル, カナダ, コロンビア, 日中韓, EU, RCEP, TPPは交渉中, 韓国は交渉中断中。

して、2015年のAFTA完成に向けての取組みが進められている。

ASEANはまた、中国、日本、韓国などの個別国とASEAN全体とのFTAにも取り組んできた。このなかでは中国が一步先を歩んでおり、02年に「中国・ASEAN包括的経済協力枠組み協定」が署名され、03年から農産品について先行して関税を引き下げるアーリーハーベスト措置を、05年から鉱工業製品の関税引下げを開始した。このような動きは、日本がFTAへの取組みを強化しようとする大きな要因となった。

また、アメリカ、カナダ、メキシコが参加して94年に発効したNAFTA、そして、それを南北アメリカ大陸全体に押し広げようとするFTAA(米州自由貿易地域)の交渉が90年代後半から進んだことも、アメリカ大陸の諸国とのFTAに向けて日本を後押しするものとなった。また、EUの拡大とEUが他国との間で締結しようとするFTA交渉の増加も、日本がFTAに取り組む要因となった。

(3) 「日本のFTA戦略」(2002年)

こうして日本のFTAへの取組機運が高まり、01年1月にはシンガポールとの交渉が開始され、その他の国・地域との間でもFTAに関

する研究や協議が開始されるなかで、02年11月、外務省は「日本のFTA戦略」を取りまとめて公表した。

この「戦略」では、FTAの実態には様々な形態、内容があり、WTO協定との関係も一様ではないとして、「FTAが日本の利益増進に繋がる外交上の重要な手段として機能するためには、明確な位置づけを行う必要がある」と指摘した。そして、FTAに取り組むうえでの具体的な方針を表す「戦略的優先順位」(如何なる国と如何なるタイミングでEPA/FTAを結ぶのか)として、以下の基準と戦略を示した。

まず、「判断基準」として、次の5つの基準を挙げた。

- ①経済的基準：日本との貿易・経済関係がEPA/FTAによってどの程度伸び得るか
- ②地理的基準：アジア域内の関係強化と他の経済地域・国との戦略的関係強化
- ③政治外交的基準：友好関係強化、外交戦略的活用、政治的安定性等
- ④現実的可能性による基準：センシティブ品目、相手国・日本国内の熱意・要請等
- ⑤時間的基準：日本の交渉能力、WTO交渉との関係、他国(地域)間EPA/FTAの進捗状況等

この「戦略」はこのような基準を踏まえて、以下のような戦略を示した。

「政治・外交的には相互依存関係が深まっていながら、欧州、米州に比べ地域的なシステムの整備が遅れている東アジアにお

いて、日本が主導する形で、地域の経済システムの構築整備を図ることが…重要」

「先進国同士の関係である北米、欧州に比べ、東アジアとのEPA/FTAが、更なる自由化を通じ最も大きな追加的利益を生み出す」

「日本周辺の東アジア諸国・地域を最も戦略的に優先度の高い目標とすべきは疑いのないところである」

「中国が東アジアの経済システムに調和的に統合され、日本をはじめ韓国やASEAN諸国との国際的分業体制の中で、東アジア全体のダイナミックな発展に積極的に貢献していくような体制の構築が重要である」

「このため、如何にして、どのような時間的枠組みとアプローチで、日中韓+ASEANを中核とし、さらには大洋州を視野に入れた東アジアにおける経済連携を実現していくか十分な検討を行うことが必要となっている」

そして、このような考え方の下に、各国・地域とのFTA戦略について検討している。

この「戦略」は、日本が目指すべき自由化水準は国際的にみて遜色のない水準であるべきとし、自由化から生ずる痛みを「日本の産業構造高度化にとって必要なプロセス」と一括して整理してしまうなど、一面的な内容もあるものの、如何なる国とFTAを進めるかという戦略としては、おおむね妥当な考え方が示されたものと評価できる。

(4) 「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」(2004年)

この「戦略」は、04年12月の経済連携促進関係閣僚会議(小泉内閣)による「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」に引き継がれ、オーソライズされた。

この「基本方針」は、EPAは「WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして我が国の対外経済関係の発展及び経済的利益の確保に寄与する」「東アジア共同体の構築を促す等、政治・外交戦略上、我が国にとってより有益な国際環境を形成することに資する」と位置づけた。

そして、交渉相手国・地域の決定に関する基準を以下のとおり掲げた。

①我が国にとり有益な国際環境の形成

東アジアにおけるコミュニティ形成及び安定と繁栄に向けた取組みに資するか、我が国の経済力の強化及び政治・外交上の課題への取組みに資するか、WTO交渉等の国際交渉において、我が国の立場を強化することができるか。

②我が国全体としての経済利益の確保

輸出やサービス貿易・投資の実質的な拡大、円滑化、我が国進出企業のビジネス環境が改善されるか、EPA/FTAが存在しないことによる経済的不利益の解消、資源及び安全・安心な食料の安定的輸入、輸入先の多元化に資するか、我が国経済社会の構造改革促進、農林水産分野については、食料安全保障の視点や、我が国で進行中の同分野の構造改革の努力に悪影響を及ぼさないか、我が国経済社会の活性化や一層の国

際化に資するか。

③相手国・地域の状況、EPA/FTAの実現可能性

我が国及び相手国が抱える自由化が困難な品目にどのようなものがあるか、双方の困難さにお互いが適切な考慮を払うことができるか、等。

(5) FTAをめぐる国際的な状況の変化

—その1 WTOドーハ・ラウンドの停滞—

このように、日本がFTAに関して樹立した戦略は、WTOを経済外交政策の中心に据え、地域としては東アジアを重視し、お互いにセンシティブな部分には配慮する柔軟な協定とする、というものであった。

しかし、この頃同時に、このような戦略を異なる方向に向かわせる力学が働きだすこととなった。その主役はアメリカおよび中国、ブラジルなど成長著しい発展途上国であった。

まず、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意の結果締結されたWTO農業協定で「改革過程の継続」として次期ラウンドへの取組みが決められていたことを受けて、01年11月にWTOの最初のラウンドとなるドーハ・ラウンドが立ち上げられた^(注1)。このラウンドは、アメリカとEUの対立を主軸として展開されたガット・ウルグアイ・ラウンドまでの交渉とは一変して、アメリカなどの先進国と、急速に発言力を高めてきた中国、ブラジルなどの発展途上国の対立を軸として進められるようになった。主な対立

点は、発展途上国が要求する先進国の農業補助金の削減と、アメリカ等先進国が要求する投資、政府調達、競争、貿易円滑化などの分野でのルール^(注2)の自由度の高い水準での設定であった。03年3月のWTOカンクン閣僚会議の決裂はそれを象徴する出来事であり、その後、シンガポール・イシューの主要な部分については、ドーハ・ラウンドでは交渉の対象としないことが取り決められたのである。

WTOドーハ・ラウンドは、08年7月に最大の山場を迎えた。WTOのラミー事務局長(当時)の強いリーダーシップで進められてきた交渉は大詰めに向かったが、ここでもアメリカの農業補助金や先進国のセーフガード等をめぐって中国、インド等途上国と先進国間の対立が先鋭化し、交渉は決裂した。その後、ドーハ・ラウンドを再び軌道に乗せる努力が続けられてきたものの、いまだにその動きは鈍い。

(注1) 農業交渉は2000年3月に先行して立上げ。

(注2) シンガポール・イシューと呼ばれる。

(6) FTAをめぐる国際的な状況の変化

—その2 アメリカの転進—

このような状況と並行して、アメリカのFTA政策を変更させる事態が進行していた。

アメリカは90年代半ば以降、南北アメリカ大陸諸国が参加するFTAの実現に大きな努力を払ってきた。これは、アメリカ、カナダ、メキシコが参加して94年に発効したNAFTAをアメリカの南北両大陸に押し広げようとするものであった。94年12月の第1回米州首脳会議(キューバを除く34か国

が参加)では、アメリカ大陸全体を一つの自由貿易圏に統合する米州自由貿易地域(FTAA)を、05年を目標として創設することで合意がなされた。FTAAは、単に関税の撤廃にとどまらず、米州域内の財・サービスのアクセスを自由化するものとされ、貿易交渉委員会(TNC)の下に9つの交渉グループが設置された。それは、市場アクセス、投資、サービス、政府調達、紛争解決、農業、知的財産権、補助金・アンチダンピング、相殺関税、競争政策のグループ^(注3)である。

このようにFTAAは、関税撤廃だけでなく、その後発展途上国がWTOドーハ・ラウンドで厳しく拒絶することになる投資、政府調達、知的財産権等の幅広い分野でのルール取決めを行おうとする点で、TPPを先取りする内容を持つものであった。また、FTAAでは農業補助金も組上に上ったが、この時点ではドーハ・ラウンドは開始前または進行中であり、アメリカはFTAAにおける農業補助金の取決めをドーハ・ラウンドにおけるそれと調和させることを狙っていたものと考えられる。

しかしFTAA交渉においても、アメリカを代表とする先進国とブラジルを代表とする発展途上国の対立が激化し、03年11月の交渉会合では取決め内容を簡素化した「FTAAライト」(軽量版FTAA)を目指すこととされたが、交渉は中断されたままとなっている。

ドーハ・ラウンドが思うように進まず、FTAA交渉も頓挫するという状況は、アメ

リカのFTA政策を大きく変化させた。それは、米州重視からアジア重視への転換である。当時から中国は著しい経済成長の歩みを示し、アジアにおいて政治的・経済的プレゼンスを高めつつあり、FTAにおいてもアメリカの目はアジアに注がれることとなった。

そうしてアメリカは、06年のAPEC首脳会談で、APEC諸国でFTAを形成しようとするFTAAPに具体的に取り組む提案を行うに至った。FTAAPの構想自体はそれ以前から出されていたものの、APECは多様な国・地域によって構成されることから、FTAAPを近い将来の課題として受け止める空気は薄く、アメリカの提案を各国は驚きをもって受け止めたのである。折しもその少し前の06年3月には、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールが参加していわゆるP4協定が発効している。このP4協定は、現在交渉が行われているTPPの基になる協定であり、P4協定は「APECの自由化プロセスを支持する」ことを表明している。こうして、TPPを軸にアジアとの経済連携を進めようとするアメリカのFTA政策が形成され、08年にアメリカはTPP交渉への参加を表明するに至ったのである。

これらの経緯からわかるように、TPPは、アメリカがアメリカ大陸で構築に失敗したFTAAを、アジア太平洋地域で再チャレンジするものに他ならない。このことは、TPPがFTAAと同様に、関税のみならず幅広いルールの取決めを目指していること、とくに、WTOドーハ・ラウンドで発展途上国か

ら拒否された投資、政府調達などの分野をとりわけ重視し、ISDSや発展途上国の国有企業の取扱いをめぐって激しいやりとりが行われていることから明らかである。

(注3) JETRO (2003) p.8

(7) 日本のFTA政策の変化

このような国際的状況の変化のなかで、日本の経済外交政策は、04年に策定された「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」に沿って、WTOを中心とし、FTAは東アジアを重視して柔軟な内容とする方針で進められてきた。

09年8月に実施された総選挙で政権交代を実現した民主党も、同選挙のマニフェストの雇用・経済政策として「アジア・太平洋地域の域内協力体制を確立し、東アジア共同体の構築を目指します」とし、アジア志向を継承・強化することを謳っていたのである。

しかし、このような政策の方向性は、10年10月の国会所信表明演説で菅首相（当時）がTPP交渉への参加を検討する旨表明するに及んで、一気に打ち砕かれることとなった。この時から、アメリカのFTA政策と整合性を図ろうとする強力な動きが、日本国内に生まれ、拡大していったのである。

そして10年11月には、「包括的経済連携に関する基本方針」が閣議決定された（菅内閣）。この基本方針は、新興国経済の急激な発展と主要国間での高いレベルのEPA/FTA網が拡大しているとして、「『国を開き』『未来を拓く』」ことを謳い、「これまでの姿勢

から大きく踏み込み、世界の主要貿易国との間で、世界の潮流からみて遜色のない高いレベルの経済連携を進める」とした。

このように日本のFTA政策が変化する過程で政府・与党内でどのような具体的なやりとりが行われたかは、筆者のあずかり知らぬところである。しかし、その要因として決定的に大きなものは、先にみたアメリカのFTA政策の変化であろうことは疑いのないところである。またこの間、隣国韓国では盧武鉉政権が03年に「FTAロードマップ」を打ち出して以降積極的なFTA政策が推進され、巨大経済圏等と同時多発的にFTAが進められてきたことも、日本の経済界に影響を及ぼした。とくに07年に韓米FTAの署名が行われ、さらなる交渉を経て12年3月に発効するに至ったことは、日本の中央経済界をTPP推進に駆り立てる原動力となった。

そして、12年12月の総選挙では、この選挙で政権与党に復帰することになる自民党は公約に「『聖域なき関税撤廃』を前提とする限り、TPP交渉参加に反対します」と掲げていたが、13年2月の日米首脳会談を経て、TPP交渉参加に舵を切った。

3 TPP交渉参加後の日本とFTA政策

こうして日本は13年7月に至り、TPP交渉に参加することとなった。しかし今までみてきたとおり、この政策的転換は、それ以前のFTA政策とは大きな断絶があるも

のである。

外務省による「日本のFTA戦略」(02年)で掲げられた5つの基準(経済的基準、地理的基準、政治外交的基準、現実的可能性による基準、時間的基準)は、それぞれ日本がFTAを検討する際の基準として、必要なものであり、妥当な内容である。そして、04年の関係閣僚会議の決定や実際のFTAへの取組みも、おおむねこの基準に沿って進められてきた。なお筆者は、日本がFTAを検討する際の基準としてはこの5項目だけでは不十分であり、6番目として、「環境・公共政策との適合基準」を置くべきであると考えている。

TPP交渉参加をめぐる議論のなかで明らかになってきたことは、日本のFTA政策が、以前の客観的な基準によって検討したうえで築かれたものではなく、先に触れたような国際的状況の変化のなかで、アプリアリに自由化を進めることを前提とした政策に変質したということである。そのことは、TPP交渉参加の是非をめぐってこの3年間繰り広げられてきた議論をみれば、よくわかる。

経済的基準からみれば、TPPへの加入によって日本に経済的利益があるのかが問題になるが、TPP推進論は、関税撤廃の利益があるとする主張についていまだに説得力ある説明ができていない。地理的基準からみれば、アジアを分断するTPPは成長著しいアジアを分断し、すでに緊密なサプライチェーンを形成している日本を含むアジアの連携と発展に混乱を持ち込むものである

と判断されるが、このような批判にも正面からの回答はない。また、筆者の挙げた「環境・公共政策との適合基準」からみれば、農業の大幅な縮小による農業の多面的機能の破壊やルール変更による国民皆保険制度のなし崩しの崩壊など多くの問題が挙げられるが、これも、「強い農業を作る」「国民皆保険制度は守ります」など、正面からの反論にならない議論に終始している^(注4)。

唯一、外務省の上記基準に関連した議論が行われているのは、「政治外交的基準」である。それは、中国との間で尖閣諸島をめぐる緊張が高まっていることを背景にして、「同盟国アメリカとの関係をTPP参加によって強固にする」ことに国益があるとする議論である。しかしこれは、目先の現象のみをとらえた、将来展望のない考え方である。TPP以前の日本のFTA戦略には、むしろ、日本が主導的に東アジアの安定と繁栄のために働きかけ、そのことが相互作用を生んで、この地域の安定とダイナミックな発展につながる、という動的な政治・外交の考え方が織り込まれていた。それに反して、アメリカとの同盟強化のためにもTPPという姿勢は、むしろ東アジアにおける負のスパイラルを強力に引き起こすものである。

TPP、FTAをめぐる日本国内の状況は、このように、合理的な議論を行うことができない様相を示している。このような状況に陥ることとなったのは、日本がFTA政策を合理的な考え方の下に練り上げることなく、外部環境の変化や圧力に無思想的に反

応してきたことによるところが大きいのである。

(注4) 最近の議論としては、『世界経済評論』2013年9・10月号(【特集】TPPとニッポン)にフォーラム「その戦略的得失を問う」および関連論文が掲載され、賛成論・反対論の双方それぞれが旗色鮮明にしての議論が掲載されているので、参照されたい。

4 日本の経済連携戦略の課題

TPP交渉は今後どのような方向へ向かうのであろうか。合意はすぐそこにある、とする声も日本国内には少なくないが、その行方はまったく予断を許さないというのが、現実であろう。

TPPは、FTAAの二の舞になる可能性も少なくない。それはすでに述べたとおり、TPPは、頓挫したFTAAをアメリカがアジア太平洋地域で再チャレンジするものに他ならないからである。最近20年間のWTO、FTAA、その他のFTAの動きをみるならば、TPPの道が多難であることがよくわかる。

オバマ米大統領は、14年11月の中間選挙を控え、TPPを早期に妥結させたい意向にあるといわれるが、仮に、合意のレベルを引き下げてTPPが合意に達したとしても、その先にはまた茨の道が待ち受けている。大統領にTPA(貿易促進権限)を付与することを拒むだけでなく、13年10月のAPEC首脳会談へのオバマ大統領の出席すら断念させたアメリカ自身の議会での議論の行方も含め、交渉参加国が批准する道のりは長く遠い。

このような状況下であって、日本にとっ

て重要なことは、目を閉じてTPP街道を走り続けることではなく、改めて、真の国益にかなう経済連携戦略を検討し、再構築することである。

本稿では、そのためにどのような視点・基準が必要であるかについて検討してきた。経済連携は、いまやすべての国民生活に直接的に大きな影響を及ぼすテーマになっている。望ましい日本の経済連携政策とはどのようなものか、さらなる議論が深まっていくことを期待したい。

<参考文献>

- ・外務省（2002）「日本のFTA戦略」
- ・閣議決定（2010）「包括的経済連携に関する基本方針」
- ・経済連携促進関係閣僚会議（2004）「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」
- ・世界経済研究協会（2013）『世界経済評論』9・10月号（【特集】TPPとニッポン）
- ・JETRO（2000）「地域貿易協定における自由化例外問題～NAFTA FTAA AFTA～」
- ・JETRO（2003）「中南米研究会報告-大西洋ビジネス・トライアングルの形成を見据えた我が国のFTA戦略-」

（いしだ のぶたか）



農業所得・農家経済と農業経営

—その動向と農業構造改革への示唆—

基礎研究部長 清水徹朗

〔要 旨〕

- 1 1992年に策定された新政策を受けて93年に農業経営基盤強化促進法が制定され、農業経営の規模拡大の方針が示されたが、その後20年を経て農業所得は半減した。自民党は今年行われた参議院選挙で「農業・農村所得倍増」を公約として掲げたが、その具体策は不明確である。
- 2 農業所得は農産物販売額から農業経営費を差し引いたものであるが、農業経営における農業所得の位置づけに関しては様々な見解があり、これまで論争が行われてきた。日本の農家は兼業農家が多く、兼業農家は農外所得も含めた農家所得全体を最大化することを考えて行動している。
- 3 農業所得は生産量減少、価格低下、資材価格上昇によって大きく減少しており、特に稲作の所得減少が著しく、07年以降の飼料価格の上昇によって畜産経営も悪化している。ただし、農家戸数も減少したため、農家1戸当たりの農業所得はわずかな減少にとどまっている。
- 4 03年以前は、世帯員1人当たりの所得は農家が勤労者世帯を上回っていたが、04年以降は、統計の内容が変更され、農家の所得は勤労者世帯を下回っている。稲作農家や副業的農家は年金に多く依存している高齢農家が多い。
- 5 農業所得増大のため、①国境措置の維持、②価格所得政策の再構築、③経営規模拡大と複合経営化、④生産コスト削減、が必要であるが、6次産業化と農産物輸出増大は、望ましい方向ではあるものの、限界があるだろう。
- 6 農業構造改革論議において農業経営の論理と農家経済に対する無理解が多くみられ、「農業成長産業論」や「攻めの農業」では日本農業の健全な発展は望めない。政府の農業経営政策も農家・農村の実態に対する理解が不足しており、現場とかい離れた政策では十分な成果が出ないであろう。農協の営農指導事業と農業金融の役割を再確認し、農協は農業構造の変化に対応して農業経営の成長・発展に資するよう人材育成や研修体系の整備、システム開発に取り組む必要があるだろう。

目次

はじめに

1 農業所得の概念と農業経営における位置づけ

- (1) 農業所得の概念
- (2) 農業経営の目標としての農業所得
- (3) 農家経済と農業所得

2 農業所得の動向

- (1) 20年間で半減した農業所得
- (2) 農業所得減少の要因
- (3) 部門別の農業所得

3 農家経済の動向

- (1) 農家経済の構造
- (2) 農家所得の動向
- (3) 類型別の農家所得

4 農業所得増大に向けた課題

- (1) 国境措置の維持
—所得倍増と両立しない関税撤廃—
- (2) 価格所得政策の再構築
- (3) 経営規模拡大と複合経営化
- (4) 生産コストの削減
- (5) 6次産業化による付加価値の取り込み
- (6) 農産物輸出増大の可能性

5 農業経営と農業構造改革

- (1) 農家経済と農業経営の論理に対する無理解
- (2) 農業経営政策の問題点
- (3) 家族経営と企業的農業経営
- (4) 「人・農地プラン」と「地域営農ビジョン」
- (5) 農協の営農指導事業と農業金融の役割

はじめに

ウルグアイラウンドが最終局面に差し掛かりつつあった1992年に「新しい食料・農業・農村政策の方向」（通称「新政策」）が策定され、そのなかで、効率的・安定的な農業経営を育成し、これらが農業生産の大宗を担うような農業構造を実現する、という方針が示された。

この方針を受けて翌93年に農業経営基盤強化促進法が制定（農用地利用増進法の改正）され、認定農業者制度が設けられるとともに、日本全国で基本方針（都道府県）、基本構想（市町村）が策定され、「農業経営の指標」として「目標とすべき所得水準、労働時間」が示された。

それから20年が経過したが、この20年間で、生産量減少、輸入量増大、農産物価格低下によって日本全体の農業所得はほぼ半減した。こうしたなかで今年（13年）7月に行われた参議院選挙において、自由民主党は「農業・農村所得倍増」を選挙公約として掲げたが、どのような政策によって所得倍増を実現するのかについては、必ずしも明確ではない。

本稿では、こうした状況をふまえ、農業所得・農家経済の動向を分析するとともに、農業所得増大に向けた課題と農業構造改革のあり方について考えてみたい。

1 農業所得の概念と農業経営における位置づけ

(1) 農業所得の概念

現代の貨幣経済において生活を維持するためには、貨幣を獲得する必要がある。農業には自家消費のための生産という側面があるものの、ほとんどの農家は販売を目的に農業生産を行い、収穫した農産物の販売によって生活に必要な貨幣を得ている。

一般の勤労者の場合は、会社からもらう給与（賃金）がその人の「所得」になるため比較的わかりやすいが、農家の場合は、それ自体が経営体であり、その労働の多くを家族労働に依存しているため、所得の算出はやや複雑になる。

農業所得は、単純に言えば、農産物を販売して得た収入から生産のために使った経費（農業経営費）を差し引いたものである。農業経営費の内訳は、肥料・農薬等の物財費、地代、利子、土地改良費、雇用労働費、農業機械等の減価償却費などであるが、簿記を付けていない農家は固定資産（農業機械、建物等）の減価償却費を厳密に計算していないこともあり、この場合、正確な農業所得を把握するのは難しくなる。また、近年では、政府から受け取る助成金が農業経営にとって重要な収入源になっており、農業所得を算出する際には経常補助金を含める必要がある。

なお、農業経営費と似た概念として「生産費」があるが、生産費には家族労働費、

自作地地代、自己資本利子などが含まれており、農業経営費と生産費とは異なり、その関係を正しく理解する必要がある。

（注1）厳密には農家が自家消費した農産物も農業所得に含まれる。

(2) 農業経営の目標としての農業所得

資本主義経済において、企業（その多くは株式会社）は投下した資本に対する利潤を最大化することを目的に事業を行っているが、この場合、利潤は販売収入から製造原価・仕入原価や管理経費を差し引いたものである。農業経営も事業体であり、近代農学の祖とされるA.テアは『合理的農業の原理』（1812年）において、「農業は営利事業であり、植物体、動物体の生産によって利得を生み出すこと、すなわち利殖をその目的とする」と書いている。これに対して、日本にも大きな影響を与えたドイツの農業経営学者エーレボーは、「農業経営の私経済的目的は、農業者及びその家族の必要を能う限り円満に充足するにある」とし、「農業の目的が金銭獲得にあると考えるのは浅薄であり、農業による貨幣の獲得はこの目的を達するための手段である」と主張した（『農業経営学汎論』1917年）。

一方、日本における農業経済学・農業経営学の創始者ともいえる横井時敬は、最晩年の著書『小農に関する研究』（1927年）において、「日本の小農は非資本主義的労作経営であるため利潤概念は適用できず、できるだけ多くかつ巧みに自家労働を利用することが小農の行動原理である」と指摘した。また、大槻正男は、農業生産と農業経営を

区別し、「農業生産の目的は農業純生産であって農業所得ではありえない」と主張した（『農業経営学の基礎概念』1954年）。このように農業経営における農業所得の位置づけには様々な見解があり、その後も農業経営学において収益、所得、利潤、生産費に関して多くの研究・論争が行われてきた。

なお、農業は自然環境のなかで動植物を生産するため自然災害や不作に見舞われることがあり、価格変動リスクも抱えているため、農業経営にとってリスク管理も重要な要素である。また、農業は土地を利用して営まれるため、持続的な農業経営にとって地力維持が重要であり、短期的な収益最大化は必ずしも望ましくないこともある。このように農業経営には多面的要素があり、単純に農業所得が農業経営の目標だとは言いきれない側面があることを理解する必要がある。

(3) 農家経済と農業所得

日本における農業経営の主たる担い手は、「農家」と呼ばれる小規模な家族経営である。「小農」の特徴として家計と生産（経営）が未分離であることがあり、農業生産は自家労働（家族労働）によって行われ、農家は生産された農産物の一部を自家消費している。簿記を付けていない農家も多く、正確な農業所得の把握がなされていない場合もある。^(注2)

日本の農家の多くは兼業農家であり、農家は農業所得のみならず農外収入や年金等の所得も含めた農家所得全体を考えて意思

決定を行っている。兼業農家にとって農業所得は農家所得の一部であり、農外所得を増大させるために農業所得の最大化を目指さないという行動をとることもある。これに関して大槻正男は、「農家経済の目標は全体としての農家所得（兼業所得を含めた）にあり、農業所得のみにあるのではない」とし、「農業経営の目標は、所有生産要素泉源体を万遍なく利用し、最大の農家所得を獲得すること、そして農家所得を消費して農家を構成する家族員全体の欲望充足の最大を得ることである」と書いている（『農業経営学の基礎概念』）。

ロシアの農業経済学者チャーヤノフは、小農の行動原理に関して、小農のような賃労働者なき経済は利潤追求を目的とする資本家的農業とは基本的に異なっていると認識から出発し、「小農は家族の利用しない労働を自家経営外において収入をもたらす活動に投じ」、「労働の自己利用の程度は、欲求満足の程度と労働苦痛の程度の関係によって決定される」と指摘した。そして、この理論にもとづいて小農経営における集約度、作物・技術の選択、資本、地代について分析した（『小農経済の原理』1923年）。チャーヤノフの小農理論は小農の強さと存在理由を解明したものであり、日本の農業経営学者にも大きな影響を与え、その後、農家の主体均衡論として発展していった。^(注3)

(注2) 2005年農業センサスによると、日本の販売農家（196万戸）のうち、複式簿記を行っている農家は22万戸（11%）、青色申告を行っている農家は49万戸（25%）である。

(注3) 主体均衡論の立場からの農業経営学として頼平『農業経営学』（1991年）があり、石田正昭

は『農家行動の社会経済分析』（1999年）で農家主体均衡論に関する批判的な総括を行っている。

2 農業所得の動向

以上、農業所得に関する初期の議論を簡単に紹介したが、次に近年の農業所得の動向を概観する。

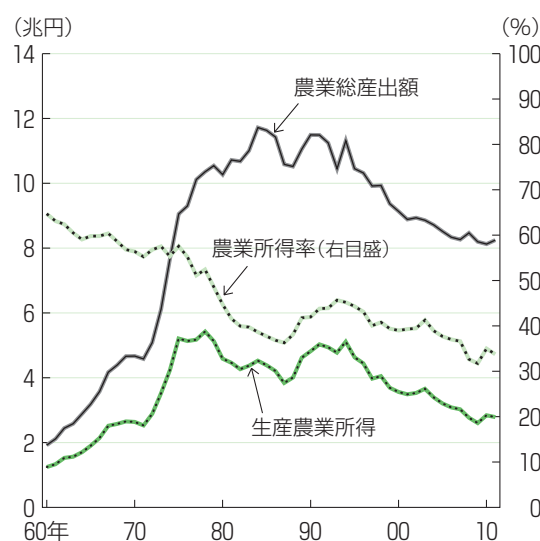
(1) 20年間で半減した農業所得

「農業所得」は個々の農業経営によって生み出されるものであるが、農林水産省は日本全体の農業所得の推計を行っている。その方法は、まず個々の品目について生産量に販売価格をかけて生産額を計算し（それを合計したものが「農業総産出額」）、その生産額に農業経営統計調査によって算出した所得率をかけ、それに経常補助金を加えたものを「生産農業所得」としている。

11年において農業総産出額は8兆2,462億円であり、生産農業所得は2兆7,800億円である。生産農業所得は、ピーク時の1978年には5兆4,206億円、94年は5兆1,084億円であったが、その後、ほぼ半減した（第1図）。農業所得率（生産農業所得÷農業総産出額）は、60年には64.7%であったが、80年には44.7%となり、11年には33.7%に低下している。

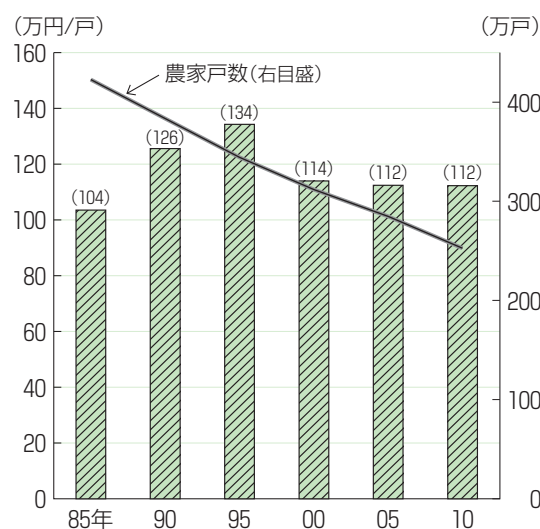
ただし、この間農家戸数も大きく減少したため、1戸当たりの農業所得は、90年126万円、2000年114万円、10年112万円と、わずかな減少にとどまっている（第2図）。農業所得の分布をみると、赤字であるものが

第1図 農業総産出額と生産農業所得



資料 農林水産省「生産農業所得統計」から作成
 (注) 農業所得率=生産農業所得÷農業総産出額×100

第2図 農家1戸当たり農業所得の推移

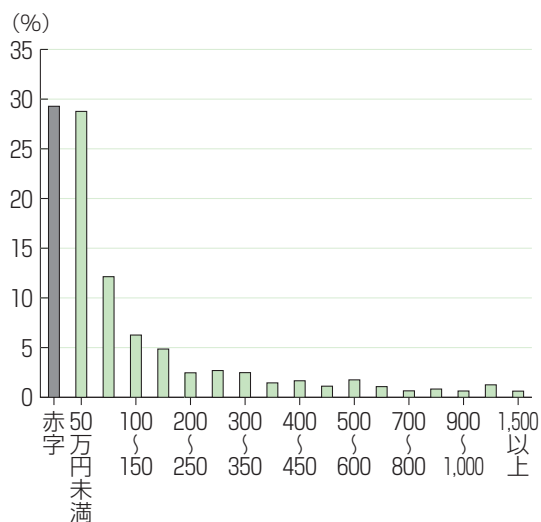


資料 農林水産省「農業センサス」「農業経営統計調査」から作成

29.3%、50万円未満が28.8%を占め、500～1,000万円は5.0%、1,000万円以上は1.9%に過ぎない（第3図）。

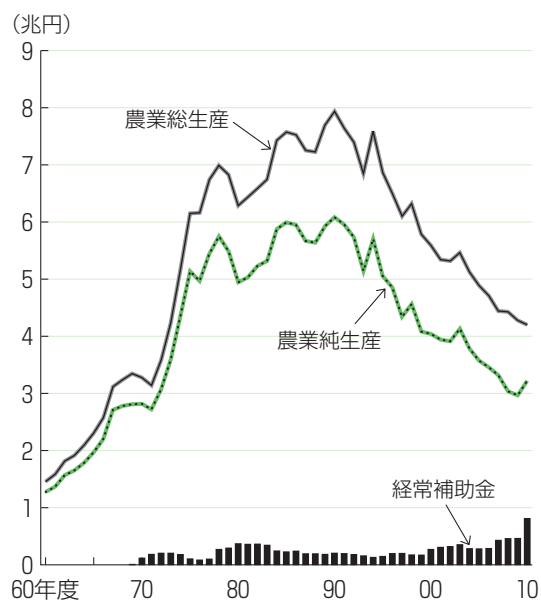
なお、農林水産省は国民経済計算（GDP統計）の一環として農業総生産、農業純生産も推計しており、10年において農業総生産4兆1,997億円、農業純生産3兆2,194億円

第3図 農業所得の分布状況(2011年)



資料 農林水産省「農業経営統計調査」から作成

第4図 農業総生産と農業純生産



資料 農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」から作成

である(第4図)。農業純生産は生産農業所得より大きいが、これは農業純生産には農業サービス部門(ライスセンター、土地改良区、農協営農指導、獣医師等)が含まれているためである。また、この統計によると、10年において農家が受け取った経常補助金

は8,080億円(2000年(2,671億円)の3倍)になっており、農業純生産(農業所得)に占める経常補助金の割合は徐々に高まっている。

(注4) 農業経営体には農家のほか農業法人もあり、農家1戸当たりの農業所得を正確に算出するためには農業法人の所得を差し引く必要があるが、ここでは農業経営体が全て農家であると仮定した。

(注5) 農業総生産=農業生産額-中間投入
 農業純生産=農業総生産-固定資本減耗等+経常補助金

(2) 農業所得減少の要因

a 農業総産出額の減少

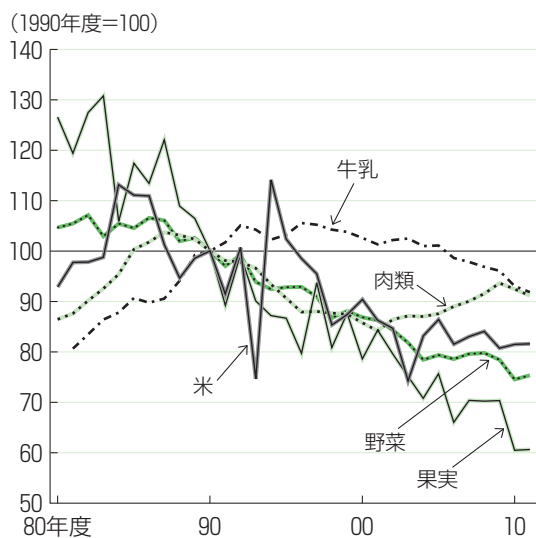
農業所得の部門別内訳の統計はないが、農業総産出額を部門別にみると、11年において米1兆8,497億円(90年に比べ△1兆3,462億円, △42.1%)、畜産2兆1,343億円(同△5,794億円, △18.5%)、野菜2兆1,343億円(同△4,537億円, △17.5%)、果実7,430億円(同△3,021億円, △28.9%)、その他^(注6)9,684億円(同△5,650億円, △36.8%)であり、米、その他、果実の減少率が高い。90年から11年までの生産額減少の寄与度を部門別にみると、米が41.5%で最大であり、畜産17.8%、その他17.4%、野菜14.0%、果実9.3%である。

(注6) 「その他」の内訳は、花き(3,371億円)、いも類(2,045億円)、茶(721億円)、豆類(571億円)、葉タバコ(462億円)、てんさい(390億円)、麦類(370億円)、さとうきび(214億円)等である。

b 生産量の減少

農業総産出額減少の要因の一つは生産量の減少であり、11年の生産量を90年と比べると、米△18.4%、野菜△24.7%、果実△39.4%、肉類△8.9%、牛乳△8.2%であり、オレンジ輸入自由化に伴ってみかんの生産

第5図 農業生産量の推移



資料 農林水産省「食料需給表」から作成

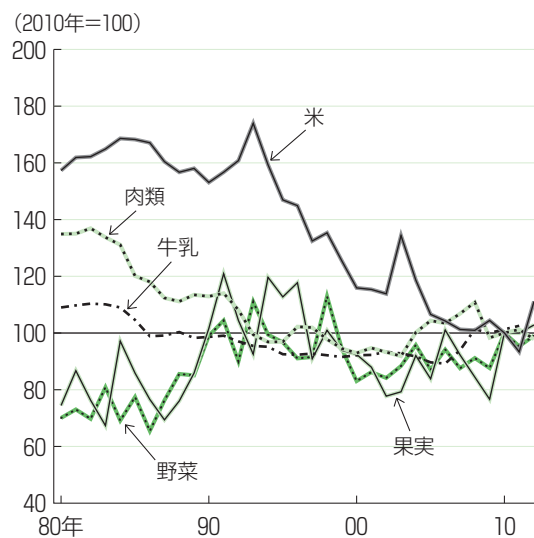
量が減少した果実の減少率が最大である(第5図)。野菜、肉類、牛乳の減少は円高や輸入自由化に伴って輸入量が増大したためであり、米、野菜の減少は消費量が減少したためである。また、生産者の高齢化や農家戸数減少によって生産基盤が弱体化したことも、生産量減少につながっている。

c 農産物価格の低下

生産量が減少すると同時に、農産物価格も低下した。農産物価格指数(2010年=100)で見ると、90年から11年までの間に農産物全体で18.6ポイント低下したが、品目別にみると、米(△59.8ポイント)と肉類(△11.7ポイント)の低下幅が大きく、野菜、果実、牛乳はほぼ横ばいで推移している(第6図)。

農産物価格が低下した要因は、価格支持政策の縮小・廃止、円高に伴う輸入農産物価格の低下であり、特に米はウルグアイラウンド合意後に食管制度が廃止され政府に

第6図 農産物価格の動向



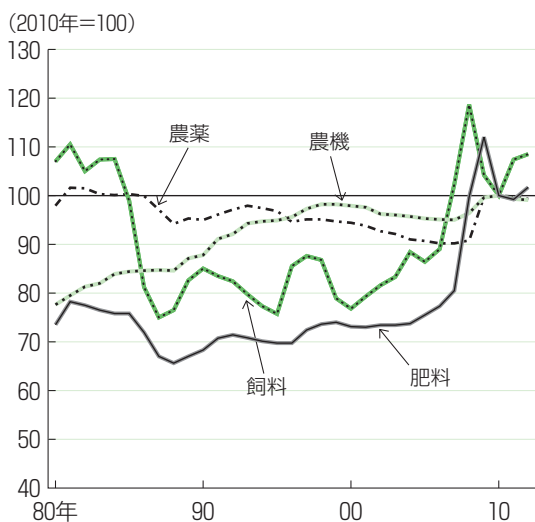
資料 農林水産省「農業物価統計」から作成

よる米買い取りがなくなって価格が大きく低下した。また、91年より牛肉の輸入自由化が行われ、同時に進行した円高も相まって牛肉の輸入価格が低下し、国内価格の低下をもたらした。

d 資材価格の高止まり

農産物価格が低下する一方で、農業資材の価格は上昇傾向をたどり、11年の価格指数は1990年と比べて肥料は30.9ポイント、飼料は22.4ポイント上昇している(第7図)。肥料価格の上昇は肥料原料の資源制約によるものであり、飼料価格の上昇は米国のバイオエタノール需要増大等を背景に国際穀物価格が高騰したためである。また、農薬(4.8ポイント増)や農業機械(11.5ポイント増)の価格も上昇したが、肥料、飼料に比べると上昇率は低い。

第7図 農業資材価格の動向



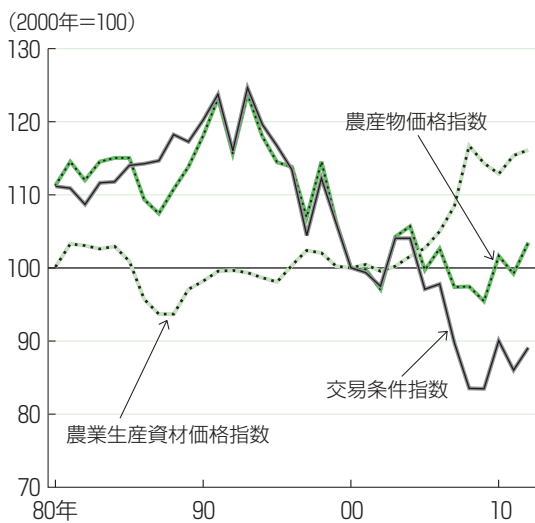
資料 第6図に同じ

e 悪化した交易条件

農産物価格の低下，農業資材価格の上昇によって農業の交易条件は大きく悪化し、^(注7) 交易条件指数(2000年=100)は80年に111.2、90年は120.3であったが、12年には89.1になっている(第8図)。

交易条件悪化の要因は、90年代は円高、

第8図 農業の交易条件の推移



資料 第6図に同じ

ウルグアイラウンド合意に伴う農産物価格低下が主因であったが、2000年代後半以降は飼料や肥料などの資材価格の上昇の要因が大きい。

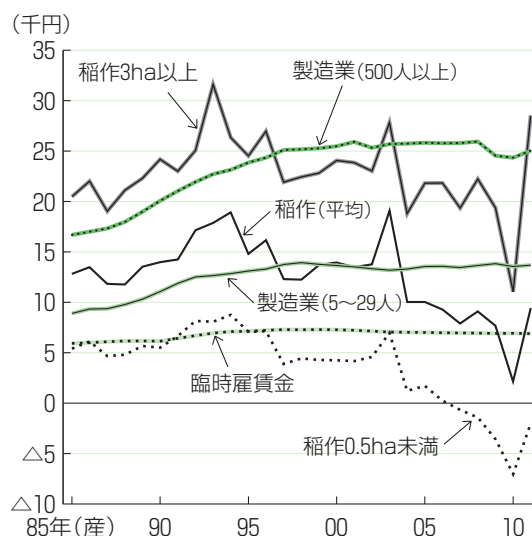
(注7) 交易条件指数=農産物価格指数÷農業生産資材価格指数×100であり、交易条件指数の減少は農業経営の悪化を意味する。

(3) 部門別の農業所得

a 稲作

稲作によって得られる所得は、米価の低下によって大きく減少している(第9図)。稲作の1日当たり所得は、^(注8) 94年に18,927円であったものが、2000年には13,959円となり、10年では2,137円に減少した。3ha以上の稲作農家は製造企業の平均賃金を上回っているものの、0.5ha未満では臨時雇賃金(パート賃金)をも下回り、07年以降はマイナスが続いている。11年の稲作所得は米価上昇と戸別所得補償によってやや改善した

第9図 稲作所得と他産業賃金(1日当たり)



資料 農林水産省「米生産費調査」、厚生労働省「毎月勤労統計要覧」、全国農業会議所「農作業料金・農業労賃に関する調査結果」から作成

(注) 1日8時間労働として算出したもの。

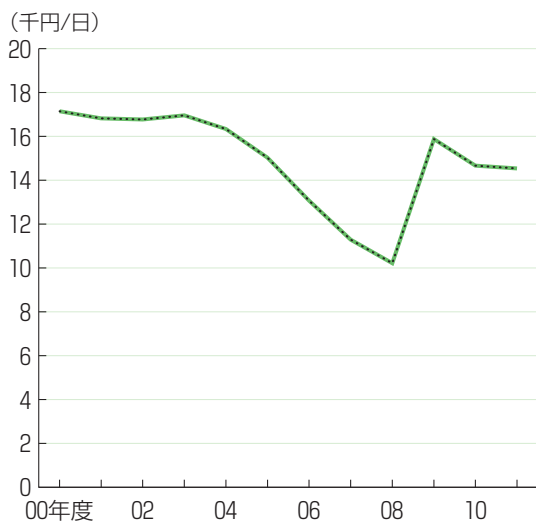
が、稲作農家の7割を占める1ha未満の農家の収益性は低く、現在使っている農業機械が更新期を迎えた際に稲作の継続は難しくなるであろう。

(注8) 1日当たり所得は1日8時間労働として算出したものであるが、稲作の労働には季節性があり、また短時間で済み終日かからない作業もあるため、稲作所得と勤労者賃金を単純に比較することはできない。

b 酪農

日本の酪農は、円高に伴う飼料価格の低下に支えられてこれまで飼養規模を拡大してきたが、07年以降の国際穀物価格高騰によって配合飼料価格が上昇したため、酪農経営は急速に悪化した(第10図)。1日当たり所得をみると、04年は16,337円であったが08年には10,215円まで減少し、当時、酪農危機が叫ばれた。こうしたなかで乳業メーカーとの乳価交渉の結果、09年に30年ぶりに乳価が引き上げられ、その後、酪農所得は回復して今日に至っている。

第10図 酪農経営の1日当たり所得

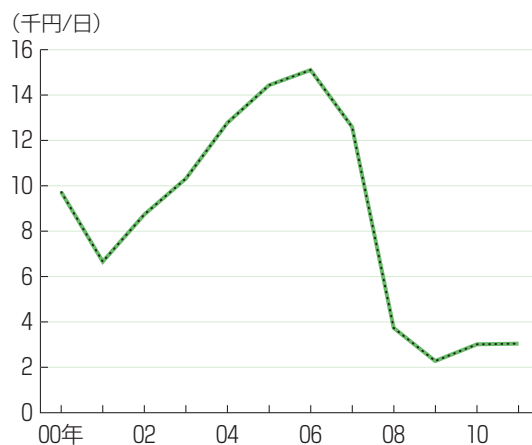


資料 農林水産省「畜産物生産費統計」から作成

c 肉用牛

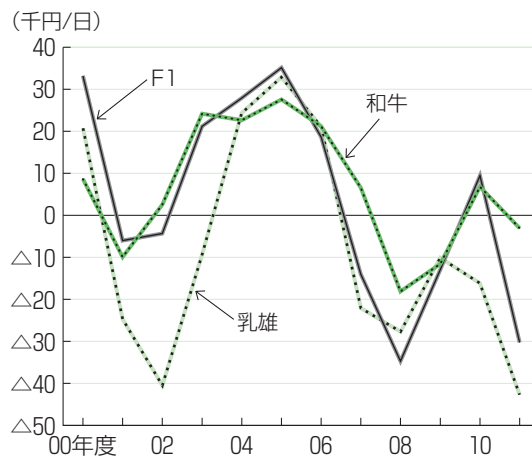
肉用牛の経営も、酪農と同様に07年以降の飼料価格上昇によって急速に悪化した。繁殖経営では、1日当たり所得が06年に15,101円であったものが、08年には3,729円に減少し、そのまま回復せずに低迷している(第11図)。肥育経営では事態はさらに深刻であり、和牛、乳雄、F1とも08年以降赤字経営に陥っている(第12図)。こうした事態に対応して肉用牛肥育経営安定対策事業

第11図 繁殖経営1日当たり所得



資料 第10図に同じ

第12図 肉用牛肥育経営1日当たり所得



資料 第10図に同じ

(「マルキン事業」と呼ばれている)が導入され、肥育経営はかろうじて経営を維持している状況が続いている。

d 養豚

養豚経営も飼料価格上昇によって所得が減少し、01年に8,492円であった1頭当たり所得は、11年では2,330円に大きく減少した(第13図)。

ただし、規模別にみると、11年の1日当たり所得の平均は8,792円で01年(14,716円)に比べて40%減少しているが、500頭未満の1日当たり所得は2,000円を割り込んでいるのに対し、2,000頭以上の経営体は22,806円と高水準を維持しており、規模による格差が拡大している。

第13図 肥育豚1頭当たりの所得

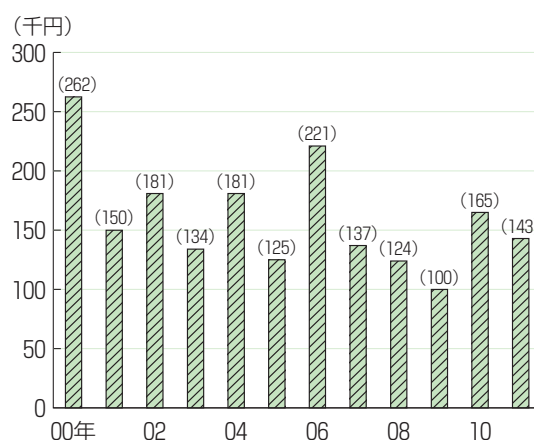


資料 第10図に同じ

e みかん

果実のなかで生産量が最も多いみかんについてみると、生産量の豊凶によって価格は大きく変動するが、所得は減少傾向にあり、2000年に262千円であった10a当たりの

第14図 みかんによる所得(10a当たり)



資料 農林水産省「農業経営統計調査」から作成

所得は11年では143千円に減少している(第14図)。

みかん農家の平均作付面積は0.8haで、これで得られる所得は114万円であり、みかん農家は他の作物を組み合わせたり高齢者の労働に多く依存していることがうかがえる。

f 野菜

野菜には多くの種類があるが、大きく露地野菜と施設野菜に分類でき、11年の10a当たり所得は、露地野菜が196千円であるのに対して、施設野菜は975千円で露地野菜の約5倍である。野菜農家の農業所得は露地野菜1,767千円(栽培面積0.9ha)、施設野菜4,126千円(同0.4ha)であり、露地野菜の所得はほぼ横ばいであるのに対して、施設野菜の所得は増加傾向にある。

3 農家経済の動向

(1) 農家経済の構造

日本の多くの農家は農業所得だけで生活

しているわけではなく、兼業収入、年金等の様々な所得を組み合わせて生計を維持している。

10年において、日本の販売農家163万戸のうち専業農家は45万戸（27.6%）であり、兼業農家が118万戸で72.4%を占めている。^(注9) しかも、専業農家といっても、65歳未満の男子世帯員（生産年齢人口）のいる農家は183千戸、65歳未満の女子世帯員のいる農家は169千戸であり、専業農家の半分近くは65歳未満の世帯員がいない高齢農家である。

農家世帯員の平均は4.0人であり、高齢者のみで暮らしている世帯や1人暮らしも多くある。^(注10) こうした高齢者のみの農家は年金をもらいながら農業を営んでいるが、国民年金の水準が低いため、得られる所得が減少したとはいえ農業は貴重な収入源であり、体力的に可能である限り農業を続けている。また、高齢世帯や零細な兼業農家にとっては自家消費のための農業生産が重要であり、近年増加した農産物直売所への出荷も高齢者の生きがいや現金収入のため重要な役割を果たしている。

(注9) このほか自給的農家（30a未満、50万円未満）が90万戸あるが、これらのほとんどは兼業農家である。

(注10) 日本全体では、65歳以上のみの高齢者世帯は956万戸（全世帯の20%）で、うち単身世帯が470万戸である（厚生労働省「国民生活基礎調査（2011年）」）。

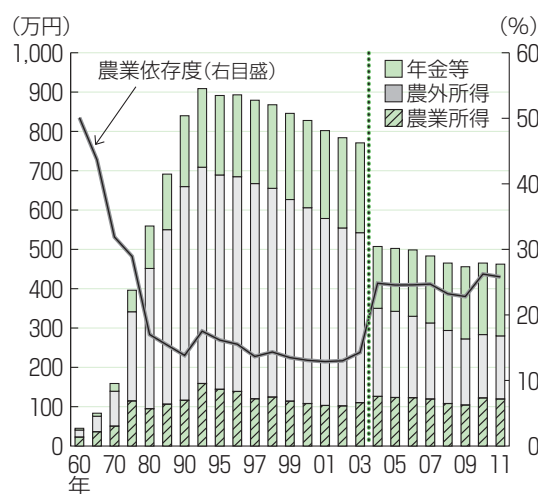
(2) 農家所得の動向

農家所得は農業所得に農外所得と年金等を加えたものであり、かつては「農家経済調査」によって調査されていたが、04年以

降は統計の名称が「農業経営統計調査」に^(注11)変わった。それに伴って調査対象の所得の範囲が変更され、03年以前と04年以降では統計の連続性がない。変更された点は、03年までの農家経済調査では農家世帯員全員の所得を合計して「農家所得」としていたが、04年以降は農業経営に参与する者のみの所得を合算しており、自家の農業に参与していない子弟の所得は含めないようにした。なお、11年の調査対象世帯数は4,478戸（経営体数）で、平均世帯員数3.54人、平均就業者数2.29人である。

所得の範囲が変更されたため、03年の農家所得（平均）は771万円であったが、04年は508万円、11年は466万円と大きく減少している（第15図）。そのため、03年以前は農家の世帯員1人当たり所得が勤労者世帯を上回っていることが指摘されたが、04年以降は農家の方が勤労者世帯より少なく、11年の農家所得は、世帯員1人当たりでは勤労

第15図 農家所得の推移



資料 農林水産省「農家経済調査」「農業経営統計調査」から作成

第1表 農家と勤労者の所得比較

(単位 千円, 人/戸, 千円/人, %)

			85年	90	95	00	05	11
農家世帯	所得	a	6,916	8,399	8,917	8,280	5,029	4,663
	世帯員数	b	4.34	4.25	4.19	3.98	3.86	3.54
	就業者数	c	2.46	2.38	2.50	2.35	2.42	2.29
	世帯員1人当たり所得	a/b=D	1,594	1,976	2,128	2,080	1,303	1,317
	就業者1人当たり所得	a/c=E	2,811	3,529	3,567	3,523	2,078	2,036
勤労者世帯	所得	x	5,338	6,262	6,850	6,731	6,271	6,120
	世帯員数	y	3.79	3.70	3.58	3.46	3.44	3.42
	就業者数	z	1.57	1.64	1.67	1.65	1.65	1.65
	世帯員1人当たり所得	x/y=F	1,408	1,692	1,913	1,945	1,823	1,789
	就業者1人当たり所得	x/z=G	3,400	3,818	4,102	4,079	3,801	3,709
比較	世帯員1人当たり所得	D/F	113	117	111	107	71	74
	就業者1人当たり所得	E/G	83	92	87	86	55	55

資料 農家世帯は「農業経営統計調査」、勤労者世帯は「家計調査」(二人以上の世帯)から作成

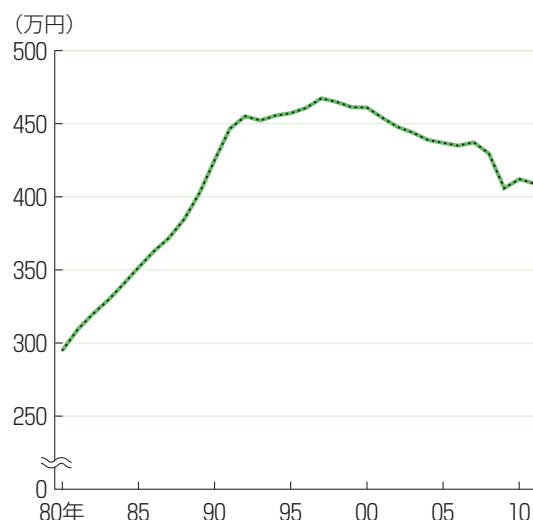
(注) 「農業経営統計調査」は04年より調査体系が変更され、対象とする世帯員を、農業経営に関与する者に限定した(それまでは農家の全ての世帯員対象)。その結果、農家世帯に属するが、農業には関与せず外で働いている者の所得が加算されなくなったため、農家所得は大きく減少した。

者世帯の74%、就業者1人当たりでは勤労者世帯の55%になっている(第1表)。

農家所得の動向をみると、04年以降08年まではわずかに減少傾向にあったが、08年以降はほぼ横ばいで推移している。11年の農業所得は1,196千円で農家所得の25.8%を占め、農業所得は年による変動はあるもののほぼ横ばいで推移している。農外所得は1,604千円で34.6%を占め、04年に比べて28.4%減少しているが、年金等の収入は1,825千円で農外所得を上回り、04年に比べ15.9%増加している。これは、農家世帯員の高齢化が進んで会社を定年退職した世帯員が多くあり、農外所得が減少したのに対して、年金を受給する世帯員が多くなったためである。

また、日本全体としてデフレ経済下で勤労者の賃金が減少傾向にあることも(1人当たり賃金は過去10年で9.9%減少)、農外所得減少につながっていると言えよう(第16図)。

第16図 1人当たり平均給与(年収)の推移



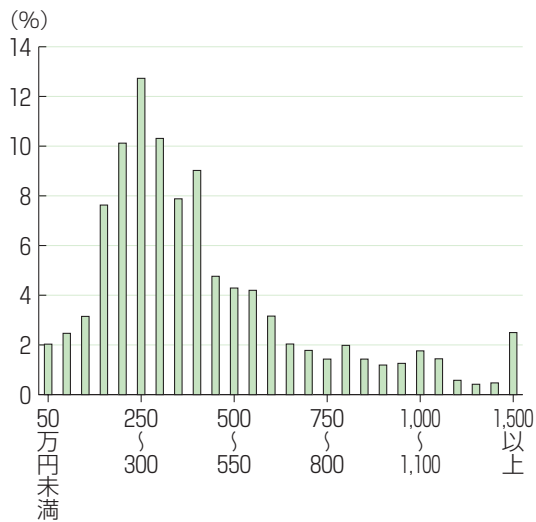
資料 国税庁「民間給与実態統計調査」から作成

なお、農家所得の分布をみると、最も多いのは250~300万円であり、1,000万以上は7.2%である(第17図)。

(注11)「農業経営統計調査」には農家以外の農業経営体(法人経営等)も含まれているが、農家以外の割合は小さいため、本稿では全て農家であるとして以下の説明を行う。

(注12) 親と同居しながら農外で働いている子息は、世帯は同一でも財布は別であるため、変更後の

第17図 農家所得の分布状況(2011年)



資料 第14図に同じ

方が農家所得の把握としては正しく、農家の実感にも合っていると見えよう。ただし、農家と勤労者世帯では、世帯員の年齢構成、物価水準、住宅ローンの比重などが異なり、単純な比較はできない。

(3) 類型別の農家所得

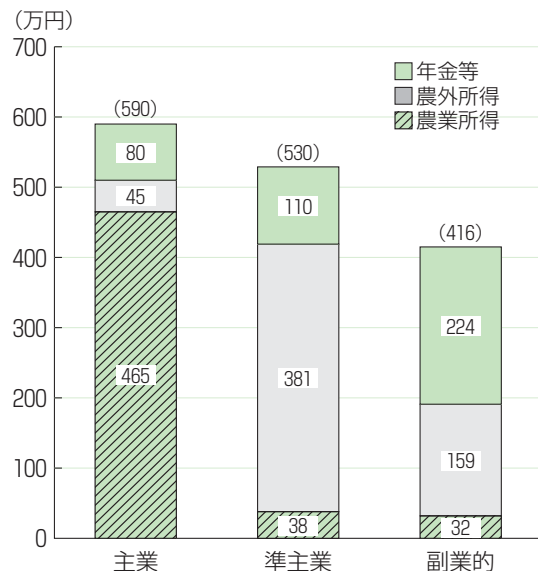
a 主副業別

農家所得を主副業別にみると、主業農家590万円、準主業農家530万円、副業的農家416万円であり、主業農家が最も多い(第18図)。

主業農家は、その定義(農業所得が主)から当然のことであるが、農業所得が465万円で農家所得の78.8%を占め、一方、農外所得は45万円(7.6%)、年金収入は80万円(13.6%)と少ない。

準主業農家(農業所得が従で60日以上農業従事の65歳未満世帯員がいる)は、農業所得38万円(7.2%)、農外所得381万円(71.9%)、年金等110万円(20.8%)であり、農業所得が少ない。

第18図 農家分類別農家所得(2011年)



資料 第14図に同じ

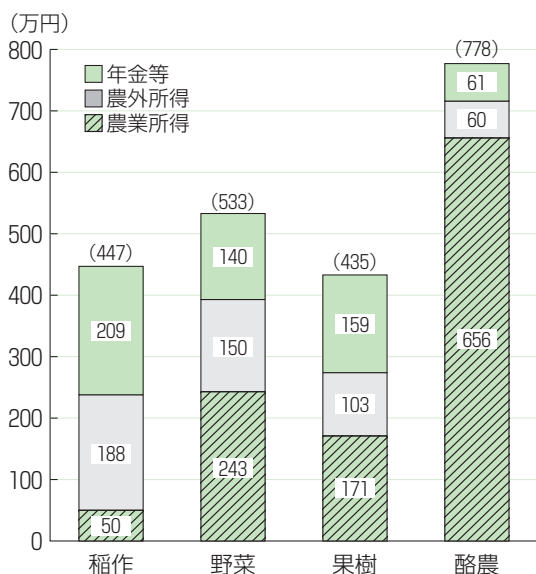
副業的農家(60日以上農業従事の65歳未満世帯員がいない)は、農業所得32万円(7.7%)、農外所得159万円(38.2%)、年金等224万円(53.8%)であり、副業的農家には年金に多く依存している高齢者世帯が多いことがうかがえる。

b 営農類型別

農家所得を営農類型別にみると、稲作農家^(注13)447万円、野菜農家533万円、果樹農家435万円、酪農家778万円であり、稲作農家の所得が最も低い(第19図)。

稲作農家の所得のうち農業所得は50万円(11.2%)と小さく、農外所得188万円(42.1%)、年金等209万円(46.8%)であり、稲作農家は年金をもらっている高齢農家が多い。野菜農家は農業所得243万円(45.6%)、農外所得150万円(28.1%)、年金等140万円(26.3%)で、農業所得の割合が比較的高いが、果樹農家は農業所得171万円(39.3%)、農外所得

第19図 営農類型別の農家所得(2011年)



資料 農林水産省「営農類型別経営統計」から作成

103万円(23.7%)、年金等159万円(36.6%)で、農業所得は野菜農家より少ない。酪農家は農業所得が656万円(84.3%)と大部分を占め、農外所得(60万円)や年金等(61万円)の割合は小さく、酪農家は専業農家が多いことを反映している。

c 地域別

農家所得を地域別にみると、北海道が7,196千円と全国平均(4,633千円)の1.55倍であり、次いで東海が5,428千円と高い。一方、東北(4,206千円)と九州(4,266千円)は全国平均より低いが、地域差はそれほど大きいわけではない。

農業所得をみると、北海道が5,213千円で農家所得の72%を占め、九州も1,443千円で農家所得の34%を占めるが、中国(790千円)、近畿(812千円)、東北(1,090千円)の農業所得は全国平均(1,196千円)より少ない。

(注13)「農業経営統計調査」では「水田作経営」であり、水田で作付けした農業生産物の販売収入が最も多い経営。

4 農業所得増大に向けた課題

以上、農業所得と農家経済の動向を概観したが、農業所得、農家所得とも減少傾向にあり、これまでのトレンドを逆転させ、自民党が参議院選挙の公約として掲げた「農業・農村所得倍増」を実現するのは困難であろう。ただし、「倍増」まではいかなくても、農業所得、農家所得が増加すること自体は望ましいことであり、農業所得増大のための課題を整理すると以下の通りである。

(1) 国境措置の維持

—所得倍増と両立しない関税撤廃—

自民党の選挙公約は政府がTPP交渉参加を決定した後に出されたものであり、選挙公約では「聖域なき関税撤廃に反対」を掲げ、TPP交渉では重要品目の関税維持の方針が打ち出された。現在、日本は重要品目5品目の関税を維持すべく交渉にあっているが、それが実現するか否かは今後の交渉にかかっている。

国境措置をなくしても直接支払いによって農家に所得補償を行えばよいとの理論・主張が一部にあるが、重要品目については国境措置による関税・調整金の収入が国内生産維持のための重要な財源になっており、関税を撤廃するとこの財源を失うことになる。日本の財政は収収が歳出を大きく下回

る状態が続いており、消費税率引上げ後もこの構造が続くため、直接支払いの財源確保は難航することが必至である。

したがって、関税撤廃と農業所得増大とは両立させることはできず、TPP交渉では当初方針通り重要品目を守り抜くべきであり、もしそれが実現できないような交渉になるのであれば、日本はTPPから離脱すべきであろう。

(2) 価格所得政策の再構築

ウルグアイラウンドの後、日本は農業保護水準（AMS）の削減のため価格支持政策を縮小・廃止してきた。米については政府買入をなくして米価の低落を容認し、価格低下を補うために導入された経営安定対策も不十分なものであった。民主党政権下で導入された戸別所得補償は一定の効果があったものの、農業財政を圧迫する要因となっている。米以外の品目についても価格支持政策の改革が行われ、それが農業所得減少、生産量減少の要因になっている。

米国、EUともウルグアイラウンド合意後も農業保護を維持・強化しており、日本も農業所得の向上、農業経営の安定のため価格所得政策を再構築する必要がある。

(3) 経営規模拡大と複合経営化

国境措置維持、価格所得政策は農業所得増大のためにとるべき政府の役割であるが、個々の農業経営にとっては、経営規模拡大や経営複合化が所得向上や経営安定化のために必要になる。

これまでも農地集積は着実に進んできているが、農地を集積することによって労働や機械、土地の稼働率をあげることが可能になり、今後も農地集積による規模拡大を進めていく必要がある。

また、農業生産を持続的に行うためには地力維持が重要であり、複数の作物を組み合わせる輪作体系や畜産との連携が必要であるし、農業生産は自然環境のなかで行われ気象変動の影響を受けやすく自然災害等によるリスクが不可避であり、リスク分散のため複数の農業部門を営む複合経営の役割を再認識する必要がある。

(4) 生産コストの削減

農業所得増大のためには、農産物販売額を増大させるとともに、経営費を削減することが必要である。そのためにも規模拡大や複合化が重要な課題であり、機械の稼働率の向上、土地資源の有効活用、労働の季節変動の緩和によって生産コストを削減することができ、集落営農の組織化も参加農家の所得を増加させる有力な方策である。

また、流通費用削減、生産技術の改革などによる生産コスト削減も重要な課題である。

(5) 6次産業化による付加価値の取り込み

近年、農業の6次産業化が盛んに唱えられ、それが「攻めの農業」の目玉事業の一つとなっている。「6次産業化」とは海外では「バリューチェーン」と呼ばれているものであり、農業経営が加工、流通、外食、

観光など他部門に進出して付加価値を取り込むことにより所得を増加させようとするものである。

しかし、現実には農家自身が6次産業化に取り組むことは簡単ではなく、農業の現場では政府の掲げる6次産業化に対して違和感を持っている生産者も多い。加工、流通部門に進出するためには設備の導入やマーケティング費用などそれなりの経費が必要であるし、リスクも伴うため、6次産業化は農協や生産組織として取り組むことが望ましい。

6次産業化は、目指す方向としては間違っていないものの、それに過大な期待をかけるべきではなく、長期的視点で地道に進めるべきであろう。

(6) 農産物輸出増大の可能性

農産物輸出増大も「攻めの農業」の重要な柱として掲げられているものである。農産物輸出が農政の柱として取り上げられたのは、日本がFTA推進政策に方針転換した10年ほど前であり、その後、農林水産省は多くの資源を投じて輸出拡大の努力を続けてきた。その結果、農産物輸出は08年までは増加傾向を示したが、09年以降は減少に転じており、必ずしも十分な成果をあげているとは言い難い状況にある。

農産物輸出拡大の方針は、日本の農産物・食品の品質を過大に評価し、輸出先の市場調査とマーケティング活動によって日本の農産物の高価格性は克服できるとの幻想をふりまいたものであり、その出発点か

らかなり無理があった。

また、「農産物」といっても、その内実をよくみると加工食品（醤油、菓子、清涼飲料水、即席めん等）が大部分であり、その原料の多くは輸入農産物である。そのほか輸出額が大きいのはタバコ、豚・牛の皮などであり、一般にイメージされている「農産物」とはかなり異なるものが多く、日本農業に寄与している部分はせいぜい600億円程度（輸出額の2～3割）で農業生産額の1%にも満たない。

世界各地で日本食ブームが起きていることは事実であり、輸出できる可能性がある限り輸出拡大の努力は続けるべきであるが、日本の農産物輸出には限界があり、輸出が日本農業の活路であるとの過大な期待を持つのはやめるべきであろう。

5 農業経営と農業構造改革

本稿の最後に、農業所得・農家経済の実態をふまえ、今後の農業構造改革のあり方について、主に、戦後日本の農業経営学において指導的役割を果たした金沢夏樹の問題提起に依拠しながら考えてみたい。

(1) 農家経済と農業経営の論理に対する無理解

日本の農業政策は、農業基本法以来「農業構造改善」を掲げ、経営規模の拡大を目指してきた。その結果、一部の農業部門や地域では規模拡大が実現したものの、全体としては小規模経営体が多く残っており、

特に水田農業に関しては零細な構造が続いている。そのため、現在も「人・農地プラン」「農地中間管理機構」などにより農地集積を進めようとしているが、これまで小規模農家が存続し続けていたのには理由があり、こうした農家の行動原理に関する十分な理解がないままに政策が実施されてきたところに問題があった。

金沢夏樹は、農業経営に関する論議において、①生産性向上（生産費の低減）が農業所得・収益性の増大につながる、②外部環境の投影なしに内的必然が純粹に生まれる、という二つの誤解が蔓延していると指摘したが（『現代の農業経営』『農業経営問題の俯瞰』）、今日においてもいまだにこうした誤解が続いていると考えられる。^(注14)

例えば、産業競争力会議における農業構造改革論議では、農業所得減少の実態を無視して「農業は成長産業である」との幻想にもとづき、6次産業化、輸出促進を柱とする「攻めの農政」を展開するとしているが、過去の農業経営学の研究成果をふまえない底が浅く粗雑な農業論議の中からは日本農業の健全な発展は望めないであろう。

(注14) 農業経営は「国民経済と私経済の結節点」（磯辺秀俊）、「技術と経済の交渉」（岩片磯雄）であり、金沢夏樹は、これを「経営（生産単位）と企業（収益単位）の二重性」として整理し、この農業経営の二重構造を理解することの重要性を主張した（『農業経営学講義』）。

(2) 農業経営政策の問題点

金沢夏樹は70年代より農業経営政策の必要性を唱えてきたが（『農業経営の論理と政策』）、農業経営基盤強化促進法が制定され、

農林水産省の中に「経営局」が設置されるなど、かつての「物」と「土地」を中心とする農政から、「人」に着目した農政に徐々に重点を移してきているということが出来る。

しかし、その手法は、農家の主体性を軽視して行政が農業経営に必要以上に介入するなど、「上から」の政策という性格が現在も続いている。農林水産省は、新基本法制定後の01年に農業経営政策に関する研究会を設置して「農業構造改革推進のための経営政策」を発表したが、金沢夏樹はこの報告書について、国から農業者へのトップダウン的色彩が強く個別経営体の創意工夫を尊重していないと批判した（『農業と農学の間』2002年）。

また、行政の縦割構造は依然として残っており、特に畜産部門と耕種農業の関係においてそのことが指摘でき、農業環境政策に関しても、農業政策の体系のなかに環境保全が十分組み込まれているとは言い難い状況が続いている。^(注15)

(注15) 農業環境政策を進める際に、一般に流布している浅薄な有機農業論では不十分であり、自然循環を重視したドイツ農学（農業重学）の伝統を再評価すべきであろう。また、金沢夏樹は「経済的土地分級」の研究を行ったが、「経済」のみでは不十分であり、「生態系」を含めた土地利用方式、土地利用計画に拡充していく必要がある。

(3) 家族経営と企業的農業経営

農業経済学、農業経営学において大農と小農を巡る論争が古くからあり^(注16)、今日でも家族農業の評価については見解が分かれている。

柏久は『農業経済学の展開過程－小農経済理論の終焉と企業的農業論の形成』（1994年）において、ドイツ農学や横井時敬以降の農業経済学・農業経営学の歴史を詳細にたどったうえで小農論を批判し、これからの農業経済学は、小農経済理論の呪縛を打ち破り企業的農業論を発展させる必要があると主張した。こうした主張は一面では理解できるものの、日本の農家はそれほど単純な論理で動いているわけではなく、現実の日本の農村における高齢者の生活実態や兼業農家の果たしている役割を踏まえた研究・政策が必要であろう。

（注16）阪本楠彦『幻影の大農論』（1980年）、玉真之介『日本小農論の系譜』（1995年）参照。

（4）「人・農地プラン」と「地域営農ビジョン」

農林水産省は12年度より「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」の策定を進めているが、これは市町村の担当者が農家に関するアンケート等により農家・農村の実態を把握したうえで、人と農地に関する地域農業の方針を示そうというものである。

それと同時に、リタイアする農業者に対して「白紙委任状」の提出を条件に農地集積協力金を交付することにより中核的な担い手への農地集積を進め、また新規就農者（青年就農者）の育成のため給付金を支給するという制度を設けた。しかし、この人・農地プランも農家の行動原理を十分ふまえたものではなく、農政当局の意気込みにもかかわらずその成果は限定的なものになる可能性が高い。

一方、JAグループは12年のJA全国大会で「地域営農ビジョン」の策定を決議し、現在、全国各地でその策定作業が進められている。地域営農ビジョンは人・農地プランと連携しながら進めるとし、「20～30ha」の農業経営を育成するという方針が示されたが、20～30haの経営体というのは現在の農村の実態とはかけ離れており、地域営農ビジョンは地域の実態をふまえた計画にするべきであろう。

なお、地域農業に関しては、70年代より市町村レベルで「農業振興地域の整備に関する法律」（農振法）にもとづいて農業振興地域整備計画（農振計画）が策定されており、90年代後半以降には農業経営基盤強化促進法にもとづいて農業経営基盤強化促進基本構想が策定されている。さらに、10年前に水田農業ビジョンを策定したにもかかわらず、新たに人・農地プランの策定が進められるなど、地域農業の計画・ビジョンは錯綜しており、今後、こうした計画の整理統合・調整が必要になるであろう。

（5）農協の営農指導事業と農業金融の役割

最後に、農業経営の育成に果たす農協の役割について触れておきたい。

今後、日本で農業経営を育成していくうえで、農協の営農指導と農業金融が果たすべき役割はますます重要になっている。日本の農業は、かつての「600万戸の同質的な自作農家」という状況から変化してきており、農協の営農指導事業においても、こう

した農業構造の変化に対応し農業経営管理や会計指導を強化する必要がある。

農協信用事業（JAバンク）は農業メインバンク化を推進する方針を示しているが、金融の目的のひとつは資金管理を通じた経営管理・指導であり、農協の金融部門は、農家・農業経営の会計情報を分析し農業経営改善をアドバイスできるような人材を育成する必要があり、そのために研修体系の整備やシステム開発が求められている。

<参考文献>

- ・横井時敬（1927）『小農に関する研究』丸善
- ・大槻正男（1954）『農業経営学の基礎概念』養賢堂
- ・磯辺秀俊（1985）『農業経営の理論的課題』養賢堂
- ・金沢夏樹（1975）『現代の農業経営』東大出版
- ・金沢夏樹（1976）『農業経営の論理と政策』家の光協会
- ・金沢夏樹編（1978）『農業経営学の体系』地球社
- ・金沢夏樹（1990）『農業経営学講義』養賢堂
- ・柏久（1994）『農業経済学の展開過程』日本経済評論社

（しみず てつろう）



日本農業を支える外国人労働力

出稼ぎ労働力を受け入れる米国の非移民・就労ビザ

農業で働く外国人の重要性を強く認識したのはカリフォルニア大学に滞在した時である。デビス校のマーティン教授等と農場を訪問した。カリフォルニア農業のメキシコからの違法滞在者依存は知っていたが、3年間のH-2A(季節農業労働者)就労ビザを政府は農業に設けていたのでそれを追ってみたのである。

同じ単純労働でレストラン等のH-2B就労ビザには人数制限があるが、農業には無く、最低賃金では就労者がいない農業に外国人を積極的に受け入れる姿勢である。ただし移民には繋がらない出稼ぎ労働の受け入れである。多数の農場は請負会社を通じて違法滞在者に今も依存し、最低賃金や宿舍提供を強制するH-2Aを避けているが、大企業は受け入れ、例えば州最大の露地野菜会社であるタニムラ・アンド・アントル社は500人をそのビザで雇用していた(『農村と都市をむすぶ』誌2012年7月号)。

「産業の競争力と外国人雇用」で日米共同シンポジウムが2回開かれ、成果を国際誌*Migration Letters* 10(2) (2013年5月)に載せた。米国参加者の関心は、農業にも外国人を受け入れる日本の技能実習制度について、最長3年間、最低賃金以上の保障、雇用先の事前確定と期間内雇用先変更不可はH-2A就労ビザと同じだが、研修目的の1回限りの来日という制限、雇う側による2か月以上の研修や管理団体・送り出し機関の費用の負担理由、その額を含めれば日本人を雇用できるのではないかと、等であった。

外国人労働力を受け入れる日本の技能実習ビザ

小企業や農家では家族やパートに交じって外国人一人だけという例も多く、意思疎通のために日本語研修が必要なことを説明した。英語が不要なメキシコ人グループだけで農作業を請け負う形態は日本では見られない。

来日前の雇用契約も農家自身が現地を訪れ面接後結ぶ。雇う側の年齢、家族構成や仕事の内容、応募者の意思や関心、年齢や性別、既婚にも気を使い選抜している。送り出し機関は事前に広告を出し募集の2倍の多さにして日本側の選抜に備えている。

2012年入社の高卒初任給全国平均が16万円弱、ボーナス込みで年間200万円を

大きく超える。農家の年収200万円保障のハローワーク求人には日本人応募者はいない。これに対して、13年度の最低賃金は全国加重平均で時給764円(茨城県は713円)、週40時間で年間150万円弱、旅費、関係団体費用、保険料や残業手当等を含めて実習生一人当たり200万円前後だが、1年間毎約束の実習生は大事な戦力である。ボーナス支給のケースも出ている。一方、実習生手取りは、光熱費を含む宿舍代、保険負担、自賄いの食料費などを差し引いても年間100万円前後は自国に送金できている。彼らにとって大きい額である。

研修手当から最低賃金適用に移行させた外国人技能実習制度への改定

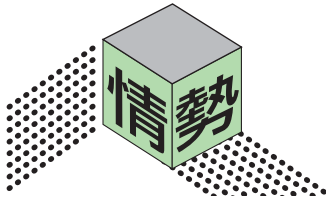
実習制度のトラブルを防ぐうえで、外国人研修・技能実習制度をやめた2010年改定は大きく貢献する。従来は初年度が研修期間で最低賃金の半額程度だった。農家や企業の指示に従い働いているのに最低賃金適用が2年目以降だったのである。残業も認められず期待される収入にならない。これが過去の多様なトラブルの根源であり、1～2か月の座学講習期間は除くが、初年度から最低賃金適用の雇用契約で日本の労働者と同じ条件に置くことにより基本的に解決したと私は受け止めている。労働者としての位置づけ・整理であり労働関係法令の適用である。

だが技能等の移転目的により、農業では畑作・野菜や施設園芸、牛の繁殖肥育を除く畜産に限られる。しかし農業の実習生は増加傾向で現在約2.2万人いると推定され、2010年農業センサスでの「全国常雇い」者数の15%にあたる。畑作・野菜はより高い比率で実習生がおり、例えば畑作・野菜と施設園芸が盛んな茨城県八千代町では600人ほどが常雇い者数の大半を占める。実習生のいる認定農業者(261人のうち稲麦作や果樹園等の15%を除く)1戸平均で2.8人の実習生が家族と共に働き、他市町に借地に出るなど規模拡大にも貢献している。法人は最大9人、農家は最大6人の大規模経営の多数雇用から、他方、不足する家族員補完の小規模経営の1人少数雇用まで、多様な形で実習生は経営を支えているのである。

枠組みに規定されながらも農業を強く支える実習生を実態からみて、その安定的な拡大運用のために検討すべき課題は多い。研修制度を取りやめ新たな方向の韓国、最低賃金を適用し限定した単純労働力移入の米国等も参考に、外国人労働力のあり方の議論が期待される。

(早稲田大学政治経済学術院 名誉教授

(株)農林中金総合研究所 客員研究員 堀口健治・ほりぐち けんじ)



2011年度における農協の経営動向

主任研究員 尾高恵美

はじめに

本稿では2011年度を中心に近年の農協の経営動向について報告する。使用するデータは農林水産省「総合農協統計表」である。対象は信用事業を営む総合農協（以下「農協」という）で、11事業年度（以下「年度」という）は723組合の集計値である。

1 経営環境

まず、農協の経営環境のなかで、11年度の経営に大きな影響を与えた東日本大震災、経済情勢、人口動態について整理する。

11年3月11日に発生した東日本大震災は甚大な被害をもたらした。死者・行方不明者合わせて2万1,377人、住宅被害は全半壊合わせて40万戸にのぼった（総務省消防庁（2013））。

とくに農業に関しては、津波による冠水、地割れや液状化、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、3万7,700の農業経営体が被災し、このうち、12年3月までに、農業経営体の70.0%が営農を再開した。一方、農地については、津波や地割れ等により2万4,477haが被災したが、同じく12年3月

までに復旧が完了した面積は33.8%にとどまった（農林水産省（2012））。このような直接的な被害に加えて、稲わらの放射性物質汚染や農産物の風評被害が発生した。

東日本大震災の影響は、被災地の農協を中心に、農業関連事業とともに、信用事業、共済事業、生活その他事業など農協事業全般に広がった。

次に、経済情勢については、11年7月以降の急速な円高が農産物輸入の拡大につながった。ドル円レートは、10月31日には一時1ドル=75円32銭となり、戦後最高値を更新した。この結果、農産物輸入が増加し、11年の野菜輸入量は前年比10.0%増の292万トンとなり、果実輸入量も1.8%増の270万トン、肉類、牛乳、乳製品も輸入が増えた（財務省「貿易統計」）。加えて、デフレ経済の継続により、国内農産物価格は低迷し、農協販売事業の取扱高を押し下げる要因になった。

その一方で、11年3月には、WTI原油価格が、08年以来、1バレル100ドル（月平均）を超えた。農産物価格が低迷するなかで、燃油価格の高騰は資材価格の上昇を通じて農業の交易条件を悪化させ、農協の燃料関係の事業にも影響を与えた。

また、金融面では、日銀の金融緩和政策

により貸出金利は低下し、一方で新設住宅着工戸数が伸び悩むなかで、住宅ローンをめぐり他業態との厳しい競争が展開された。

さらに、人口動態について総務省「人口推計」をみると、11年の総人口は1億2,780万人（10月1日現在）となった。総人口は07年以降ほぼ横ばい圏で推移していたが、11年は前年比26万人減少し、月別にも減少が続いたことから人口減少社会「元年」と呼ばれる（千野（2012））。とくに農村部において減少幅が大きかった。人口減少は農協の事業基盤の縮小を意味し、長期にわたり影響を与える。

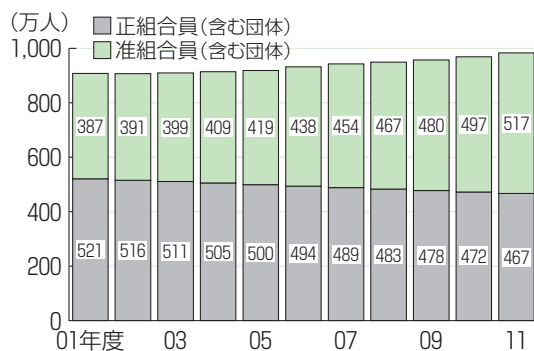
2 組合員、出資、職員の動向

次に、農協組織の核である組合員、出資金と職員の動向を概観する。

(1) 組合員

11年度の組合員数は983万人で、前年比1.4%増加した。内訳をみると、正組合員数は1.1%減少し467万人に、准組合員数は3.9%

第1図 正組合員と准組合員の推移



資料 農林水産省「総合農協統計表」から作成

増加し517万人となった（第1図）。09年度以降、准組合員数が正組合員数を上回る状況は続いている。

また、正組合員数の内訳をみると、法人（10年度以前は団体）の正組合員が13,746法人と01年度の1.5倍に増加したことが注目される。集落営農法人の増加も一因と考えられる。

(2) 出資金

11年度の組合員資本は5.7兆円であり、このうち出資金は1.6兆円を占めている。前年比で、それぞれ1,720億円、483億円増加した。増加額には、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」に基づいて、東日本大震災の被災地の8農協が11年度に発行した優先出資502.9億円が含まれている^(注1)。優先出資による増資額を除くと、出資金は2年連続で前年比減少となった。

(注1) 被災地の8農協への優先出資については、いずれの農協でも10年度末の自己資本比率はJAバンクの自主ルールである8%を超えていたものの、財務基盤の健全性を確保し、地域の復興に向けて円滑な資金供給機能を維持するために、予防的に実施されたものである。

(3) 職員

11年度の正職員数は21万5,807人で、新卒者採用者数の減少と退職者数の増加により前年比2.3%減少した。

正職員数のうち外務専従職員は2.9%増加した。拡充した外務専従職員の中には、農業法人等の担い手に対応する営農渉外も含まれるとみられる。営農渉外の全国統一

愛称はTACと呼ばれ、近年、配置する農協^(注2)が増えている。渉外体制は農協の強みである。外務専従職員の増加は、全体として人員のスリム化を図りつつ、農協の強みである渉外体制を強化する動きを表している。

また、営農指導員のタイプに注目すると、「農家の経営指導」に従事する指導員が10年度、11年度と2年連続で増加した。11年度には、東日本大震災からの復旧・復興支援目的の指導員増強も含まれているとみられるため、10年度の営農指導員数を01年度と比較すると、全体で1,375人減少し、このうち作目担当営農指導員（耕種、畜産、野菜、果樹の合計）は1,347人減少したものの、「農家の経営指導」に従事する営農指導員は114人増加した。農業の交易条件の悪化など経営環境が厳しくなる一方で、集落営

農法人など大規模な農業経営体の増加により、経営管理の高度化が求められていることに対応したものと思われる。

(注2) TACとは、農業の担い手に向く農協担当者の全国統一愛称。12年3月末で、TACを配置している農協は293組合、担当者数は1,593名となっている。

3 主要事業の利用高

(1) 信用事業

11年度の貯金の月末平均残高（以下「平残」という）と貸出金平残は、ともに東日本大震災の影響を大きく受けた。

貯金平残は87.8兆円で、前年比2.6%増と、04年度以来の高い伸び率となった（第1表）。このうち被災3県の寄与度は0.5ポイントである。これは、共済（保険）事故に対して

第1表 事業利用高の推移

(単位 10億円, %)

		実額					前年度比増減率				
		09年度	10	11	被災3県	被災3県以外	09	10	11	被災3県	被災3県以外
信用事業	貯金残高(月末平均残高)	84,266	85,564	87,774	3,546	84,228	1.8	1.5	2.6	13.1	2.2
	貸出金残高(月末平均残高)	23,610	23,808	23,508	981	22,527	4.6	0.8	△1.3	△6.1	△1.0
共済事業	長期共済保有契約高	320,331	311,088	303,731	19,307	284,424	△3.0	△2.9	△2.4	△3.2	△2.3
農業関連事業	販売・取扱高	4,231	4,226	4,226	278	3,948	△3.4	△0.1	△0.0	△6.6	0.5
	うち米	933	841	905	129	777	△4.6	△9.8	7.7	2.7	8.5
	野菜	1,230	1,298	1,271	43	1,228	△1.8	5.5	△2.0	△9.4	△1.8
	果実	410	421	407	13	394	△5.8	2.7	△3.3	△36.7	△1.5
	畜産物	1,093	1,084	1,055	74	981	△1.9	△0.8	△2.7	△9.6	△2.1
	生産資材購買品供給・取扱高	2,082	2,027	2,052	119	1,933	△11.9	△2.6	1.2	△2.7	1.5
	うち燃料	384	410	436	19	417	△31.0	6.9	6.3	3.6	6.4
	飼料	367	349	356	24	331	△16.2	△4.9	1.8	0.4	1.9
	肥料	344	315	307	20	287	△6.4	△8.4	△2.3	△8.6	△1.8
	農薬	242	240	235	17	218	1.7	△0.8	△2.1	△6.2	△1.7
農業機械	242	225	226	10	216	4.9	△7.2	0.5	5.7	0.2	
生活その他事業	生活物資購買品供給・取扱高	940	958	914	39	875	0.5	1.9	△4.6	△2.8	△4.6
	うち家庭燃料	197	202	248	7	240	△18.6	2.6	22.7	8.9	23.1

資料 第1図に同じ

(注) 被災3県とは、岩手県、宮城県、福島県の合計。

契約に基づいて支払われる共済金や保険金、原発事故の賠償金の受入等によるものとみられる。

一方、貸出金平残は23.5兆円で、前年比△1.3%と、05年度以来の前年比減少となった。住宅ローンの伸び率の鈍化と地方公社向け貸付の減少が主因とみられる。住宅ローンの伸び率の鈍化については、被災地以外の農協では、新築住宅着工戸数の低迷によって新規貸出需要が減少したことや既存のローンの借り換えをめぐって他業態との競争が激化したこと、また、被災地の農協では共済金や保険金を原資とする繰上償還が影響したとみられる。

(2) 共済事業

11年度末の長期共済保有契約高は303.7兆円で、前年比2.4%の減少となった。減少率は前年度より縮小した。これには、東日本大震災を受けて、大規模災害に備える意識が高まり、建物更生共済の新契約高が増加したことも要因とみられる。

(3) 農業関連事業

農産物販売についてみると、11年度の農産物販売・取扱高は前年比横ばいの4.2兆円となった。このうち2割強を占める米は、東日本大震災を契機とする11年産米の価格上昇により、福島県を除く東北と北海道を中心に販売・取扱高が増加した。

一方、米以外の農産物では、デフレ経済と記録的円高による輸入農産物の増加によって価格が低迷したため、販売・取扱高は

減少した。

農業生産資材購買についてみると、11年度の生産資材購買供給・取扱高は2.1兆円で、前年比1.2%増加した。品目別には、前述した原油価格高騰により、燃料の供給・取扱高が6.3%増加した。

また、稲わらの放射性物質汚染により、被災地以外の地域でも代替粗飼料の供給が増加したことに加えて、トウモロコシの国際価格が高騰したことを反映して、飼料供給・取扱高は1.8%増加した。

被災地では津波による農地の冠水等により農業生産が減少したため、被災地の農協では肥料と農薬の供給・取扱高は減少した。一方で、農地復旧に向けた取組みを反映して農業機械の供給・取扱高は増加した。

(4) 生活その他事業

11年度の生活物資供給・取扱高は9,139億円で、前年比4.6%減少した。一部の農協における生活購買店舗の別会社化や事業の廃止、直売所収支の計上区分の農業関連事業への変更等の影響も含まれているとみられる。

品目別には、原油価格の高騰によって、農業関連事業の燃料事業と同様に、家庭燃料の供給・取扱高が増加した。

4 損益の動向

(1) 会計基準の変更による影響

11年度の農協損益には、「金融商品会計に関する実務指針」の改正(11年4月1以降

開始事業年度より適用)によって損益計算書の表示区分が変更されたことが少なからず影響を与えた。

同指針の改正により、貸倒引当金戻入益は、従来の特別利益から、11年度以降は、①事業費用または事業外費用から控除するか、あるいは、②事業外収益とするかのいずれかで表示することに変更された。また、償却債権取立益も、特別利益から、事業外収益として表示することとなった。

これにより、貸倒引当金戻入益について上記①「事業費用から控除して表示する方法」を採用した農協では、各事業費用の減少を通じて事業総利益を押し上げた。計上された金額をみると、信用事業では94億円、共済事業で1億円、購買事業で18億円、販売事業で2億円であり、合計額の115億円は同年度の事業総利益計(全国計)の0.6%に相当する。

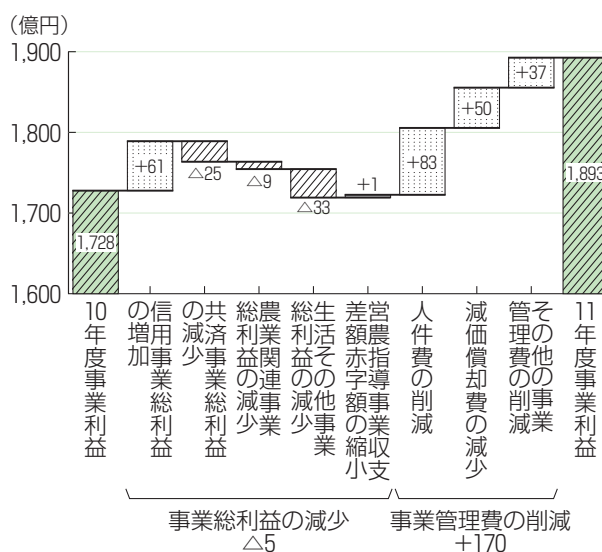
また、11年度の償却債権取立益は17億円であり、貸倒引当金戻入益について上記②「事業外収益として表示する方法」を採用した農協のそれは10億円であり、合わせて事業外収益を27億円押し上げた。これは同年度の経常利益(全国計)の1.1%に相当する。

11年度に事業費用ないし事業外収益に計上された貸倒引当金戻入益と償却債権取立益は合わせて142億円になり、この分は特別利益を押し下げる要因になった。

(2) 経営概況

11年度の事業総利益は1.9兆円であり、上述した損益計算書の表示の変更の影響で、

第2図 2011年度の事業利益の前年度比増減要因



資料 第1図に同じ

前年比微減にとどまった。一方、人件費をはじめとする事業管理費が170億円、増減率にして前年比1.0%減少した結果、事業利益は同9.5%増加の1,893億円となった(第2図)。事業総利益の減少を上回る事業管理費の削減により事業利益を確保する構図は続いている。

この結果、同年度の事業管理費比率(事業管理費/事業総利益)は90.0%となり、近年は安定して推移している(第2表)。

経常利益は9.8%増の2,458億円となったが、これには受取出資配当金の増加と上述した損益計算書の表示区分の変更による事業外収益の増加が主な要因である。

損益計算書の表示区分の変更が特別利益を押し下げたものの、被災地の農協で多額の特別利益(受入災害支援金等)と特別損失を計上し、全国計の税引前当期利益は前年比4.1%増加し2,314億円となった。

11年度の事業利益の増加要因を事業別に

第2表 部門別損益の推移

(単位 億円, %)

	実額				前年度比増減率			
	08年度	09	10	11	08	09	10	11
事業総利益	19,167	19,124	18,866	18,861	△1.5	△0.2	△1.3	△0.0
信用	7,377	7,708	7,680	7,741	△4.0	4.5	△0.4	0.8
共済	5,094	4,989	4,897	4,872	△0.7	△2.1	△1.8	△0.5
農業関連	4,359	4,183	4,101	4,092	2.6	△4.1	△1.9	△0.2
生活その他	2,508	2,404	2,357	2,324	△2.2	△4.1	△2.0	△1.4
営農指導	△171	△161	△169	△168	△5.6	6.2	△5.3	0.5
事業利益	1,605	1,895	1,728	1,893	△5.1	18.1	△8.8	9.5
信用	1,775	2,213	2,195	2,295	△11.7	24.7	△0.8	4.5
共済	1,647	1,560	1,473	1,454	△0.4	△5.3	△5.6	△1.2
農業関連	△318	△428	△484	△447	25.2	△34.9	△13.0	7.6
生活その他	△343	△319	△315	△262	11.8	7.0	1.5	16.9
営農指導	△1,156	△1,130	△1,142	△1,148	0.2	2.2	△1.0	△0.6
事業管理費比率	91.6	90.1	90.8	90.0				

資料 第1図に同じ

みると、信用事業利益の増加を主因として、農業関連事業と生活その他事業の赤字縮小も事業利益の増加に寄与した。

近年、信用事業利益の回復と共済事業利益の減少傾向により、事業利益に占める前者の割合が高まり、後者の割合は低下している。

(3) 信用事業

11年度の信用事業総利益は前年比0.8%増加した。貸倒引当金戻入益の表示について、上記①「事業費用から控除する方法」を採用した農協において、信用事業にかかる貸倒引当金戻入益が11年度から信用事業のその他経常費用の控除項目として計上されたことが主な要因である。

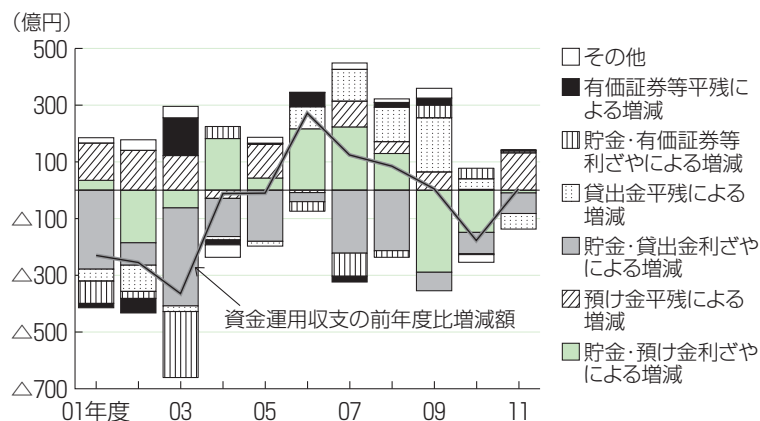
次に、農協の信用事業総利益の大宗を占める資金運用収

支の増減要因を少し長期的にみてみたい(第3図)。

01年度から05年度の資金運用収支は、貸出金利の低下による貯金・貸出金利ざやの減少を主因に、前年を下回る状況が続いた。06年度以降の資金運用収支は前年比増加に転じたが、これには貯金・預け金利ざやの増加と、住宅ローンを中心とする

貸出金平残の伸長が大きく寄与した。その後、リーマン・ショックの影響を受けて貯金・預け金利ざやが減少したことを主因として、09年度の資金運用収支は前年比微増にとどまり、10年度は5年ぶりに前年度を下回った。11年度の資金運用収支は前年比微増となったが、預け金平残の増加の寄与が大部分を占めており、06年度以降プラスに寄与してきた貸出金平残はマイナスに転

第3図 資金運用収支の前年度比増減要因



資料 第1図に同じ

(注) 平残および利ざやの増減要因が重なる部分については、両者の増減割合で按分した。

じた。

(4) 共済事業

共済事業については、付加収入減少の一方で、推進費は増加したため、共済事業総利益は前年比0.5%減となった。さらに、共済事業の人件費等（共通管理費配賦前の事業管理費から減価償却費を差し引いた額、以下同じ）が増加したため、共済事業利益は減少した。人件費等の増加は、東日本大震災による住宅被害の査定作業とそれに基づく共済金の支払い業務を迅速に行うために、共済事業職員を増員して対応したことが要因とみられる。

(5) 農業関連事業

11年度の農業関連事業総利益は前年比0.2%の減少となった。農業関連事業総利益の減少が小幅にとどまった背景には、前述した会計基準の変更による貸倒引当金戻入益の表示について、上記①「事業費用から控除する方法」を採用した農協において、販売事業や購買事業のうち生産資材購買にかかる貸倒引当金戻入益が11年度からその他の費用の控除項目として計上されたことも少なからず影響している。

同年の農業関連事業損失は447億円で、農業関連事業管理費の削減により、損失額は前年比37億円縮小した。

次に、農業関連事業総利益の主要な源泉である販売手数料収入（米、野菜、果実、花き、畜産物の合計）と生産資材購買粗利益（肥料、農薬、飼料の合計）の変化要因を少

し長期的にみてみたい。^(注3)販売手数料収入と生産資材購買粗利益の変化を、農協利用率、農業生産ないし資材投入、販売手数料率ないし購買粗利益率、販売価格ないし供給価格のそれぞれの変化に分解したものを第4図に示した。

01年度から03年度の販売手数料収入と生産資材購買粗利益は、前年を大幅に下回る状況が続いていたが、04年度以降は前年比減少幅は縮小した。

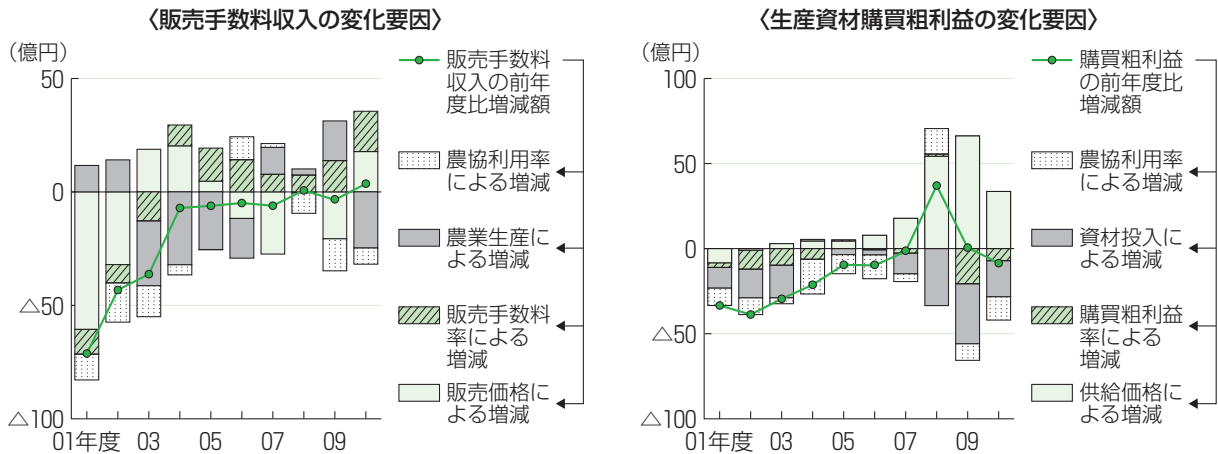
要因をみると、農業経営体数や経営耕地面積の減少を反映して、農業生産や資材投入が大きなマイナスとなっていることが目立つ。07年度から09年度の販売手数料収入の変化において農業生産要因がプラスに寄与しているのは、中国産食品の安全性に関する事件が発覚したことにより、農産物輸入が減少したことも少なからず影響しているとみられる。

また、04年度から10年度の販売手数料収入の変化において販売手数料率がプラスに寄与しているのは、一部の農協で、販売手数料率の比較的高い農産物直売所の収支が生活その他事業から農業関連事業に移管されたことも影響しているとみられる。

さらに、08年度から10年度の実産資材購買粗利益の変化において供給価格が大幅なプラスとなっているのは、原料となる原油やトウモロコシの国際価格の上昇により、08年以降、肥料と飼料の価格が高水準で推移したことによる。

(注3) 農産物販売事業では、受託販売取扱高が大部分を占め、買取販売高は少ないため、ここでは受託販売の手数料と買取販売の粗利益を合わ

第4図 農協の販売手数料収入と生産資材購買粗利益の変化とその要因(3か年後方移動平均)



資料 農林水産省『総合農協統計表』『生産農業所得統計』『農業・食料関連産業の経済計算』『農業物価統計』から作成

(注) 販売手数料収入の増減額については、米、野菜、果実、花き、畜産物の合計。計算式は以下のとおり。

Y: 農業産出額(円), N: 農協販売・取扱高(円), M: 農協販売手数料収入(買取販売粗利益を含む)(円), R: 農協の販売手数料率 = $M/N(\%)$, S: 農協利用率 = $N/Y(\%)$, P: 前年(度)(t-1)を1とする当年(度)(t)の農産物物価指数, アルファベットの付きの添数は年(度)を示し, それぞれの計算式は次のとおり。

- ・販売手数料収入の増減額 = $M_t - M_{t-1}$
- ・販売価格による増減 = $(N_t - N_{t-1}/P) \times R_{t-1}$
- ・販売手数料率による増減 = $(R_t - R_{t-1}) \times N_t$
- ・農業生産による増減 = $(Y_t/P \times S_{t-1} - N_{t-1}) \times R_{t-1}$
- ・農協利用率による増減 = $(N_t/P - Y_t/P \times S_{t-1}) \times R_{t-1}$

また、購買粗利益の増減額については、肥料、農薬、(購入)飼料の合計。計算式は以下のとおり。

Y: 農業生産資材の中間投入額(円), N: 農協生産資材供給・取扱高(円), M: 農協購買粗利益(受託購買手数料収入を含む)(円), R: 農協の購買粗利益率 = $M/N(\%)$, S: 農協利用率 = $N/Y(\%)$, P: 前年(度)(t-1)年を1とする当年(度)t年の農業生産資材物価指数, として販売手数料収入と同様に計算した。

なお、農業産出額、農業生産資材の中間投入額、農業物価指数は暦年であり、農協の販売手数料収入、販売・取扱高、購買粗利益、供給・取扱高は事業年度であり、いずれも3か年後方移動平均を使用した。

せて販売手数料収入という。一方、生産資材購買事業では、買取購買供給高が大部分を占め、受託購買取扱高は少ないため、買取購買の粗利益と受託購買の手数料収入を合わせて購買粗利益という。

(6) 生活その他事業

11年度の生活その他事業総利益は、前年比1.4%の減少となった。この要因としては、一部の農協で生活その他事業の子会社化や事業廃止、農産物直売所を生活その他事業から農業関連事業に移管した影響も含まれる。

一方で、生活その他事業管理費の削減が進み、生活その他事業損失は262億円と前年度に比べて損失額は53億円縮小した。

5 固定資産の現状と課題

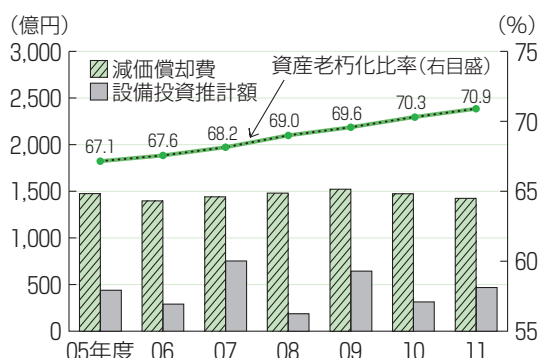
農協の役割と財務面で影響が大きい固定資産の現状と対応課題について整理する。

(1) 設備投資の動向と有形減価償却資産の老朽化

90年代には農協の全国計で、推計で毎年1,000億円を超える設備投資が行われていた。しかし近年は、事業管理費削減の一環として、その半額程度で推移しているとみられる。

11年度の設備投資推計額(ここでは、減損損失の累計額を控除する前の有形減価償却

第5図 設備投資と有形減価償却資産の資産老朽化比率



資料 第1図に同じ

- (注) 1 設備投資推計額は、減損損失の累計額を控除する前の有形減価償却資産取得価額の前年比増加額。
 2 資産老朽化比率=減価償却累計額/有形減価償却資産
 3 09年度以降の有形減価償却資産は、建物、機械装置、リース資産、その他有形固定資産の合計。

資産の取得価額の前年比増加額。土地やソフトウェア等無形固定資産は含まない)は469億円となり、同年の減価償却費(ソフトウェア等無形固定資産の減価償却費を含む)の1,423億円を大幅に下回った(第5図)。

設備投資の抑制が続いた結果、有形減価償却資産の老朽化が進んでいる。資産の老朽化度合いを示す指標である資産老朽化比率(減価償却累計額/有形減価償却資産取得価額)をみてみたい。

07年度税制改正により減価償却制度が見直される前の06年度の資産老朽化比率は67.6%であり、その5年前の01年度に比べて4.2ポイント上昇した。その後も徐々に上昇し、11年度の資産老朽化比率は70.9%となった。^(注4)

11年度における共通管理費配賦前減価償却費のうち農業関連事業は50.2%を占めている。

以上により、減価償却資産の過半を占める農業関連の共同利用施設は、老朽化が進

んでいると考えられる。

(注4) 有形固定資産の減価償却方法は、法人税法上、98年4月以降に取得した建物(付属設備を除く)については定額法(07年3月31日以前に取得した資産は旧定額法)を採用しているが、建物以外については定率法(07年3月31日以前に取得した資産は旧定率法)を採用している農協も多いとみられる。建物以外について定率法を採用した場合には、すべて定額法を採用した場合に比べて初期段階ほど資産老朽化比率は高くなる。

(2) 農業関連の共同利用施設更新の課題

カントリーエレベータや青果物選果場といった農業関連の共同利用施設は、効率的な農産物流通システムや、農業生産の省力化による経営規模の拡大に不可欠であり、その整備は農協の重要な役割である。前述したように農業関連の共同利用施設は老朽化が進み、農産物流通や生産者の営農活動への影響が懸念されるため、施設を更新する必要性は高まっているといえる。しかし、更新するには、財務面で次の3点を考慮する必要がある。

1つめは、農協の自己資本との関係である。農業協同組合法施行令において、出資組合の自己資本の額は、固定資産と外部出資の合計以上であることと定められている。^(注5)

自己資本のうち出資金については、前述したように、昭和一桁世代の農業者の引退に伴って正組合員数は減少しており、正組合員の1人当たり出資金額は准組合員に比べて多いため、正組合員の減少による出資金への影響は大きい。施設を更新するために、増資や内部留保の充実による自己

資本の増強が必要となる場合もあるとみられる。

2つめは、固定資産の減損会計である。固定資産のうち事業用資産等の遊休資産以外の資産については、グループごとに減損の兆候の判定、認識、測定を行う。農協の共同利用施設のグルーピングについては、農協全体の共用資産とする、あるいは該当する事業の共用資産とするという2つの考え方がありとされる（日本公認会計士協会（2007））。農業関連の共同利用施設を後者の考え方でグルーピングした場合、前者に比べて、農業情勢の変化による影響を受けやすい。今後も農業生産や農産物価格の動向など農業関連の共同利用施設的环境が変化する可能性は否定できない。施設の更新に当たっては、採算性を検討した上で慎重な判断が求められる。

3つめは、農業関連事業損益への影響である。農業関連事業は、信用事業や共済事業に比べて、共同利用施設の減価償却費等の固定費が多く、固定費型の費用構造となっている。11年度における農業関連事業の営業レバレッジ（ここでは便宜上、事業総利益／事業利益の絶対値）は9.2であり、これは、当年度の変動費率と固定費を一定と仮定とした場合に、事業利用高が1%変化したとき、事業利益はその9.2倍の9.2%^(注6)変化することを意味する。この値は、例えば、同年度の信用事業の3.4、共済事業の3.3に比べて高く、販売・取扱高や生産資材購入品供給・取扱高といった農業関連事業の利用高がわずかに変化した場合でも、農業関

連事業利益の変動は大きくなる。

共同利用施設の更新によって農業関連事業の減価償却費が増加することは、農業関連事業の固定費型の費用構造が一層強まり、営業レバレッジが高まることを意味する。

今後も高齢農業者のリタイアの増加による農業生産の縮小に伴い、農業関連事業の利用高の減少傾向は続く可能性が高い。また、エネルギー事情の変化により、共同利用施設運営にかかる主要な変動費の1つである電力料金単価の低下は見込みにくい状況にある。このような局面において共同利用施設を更新することは、農業関連事業損失額の拡大要因を強めることにもなるというジレンマを抱えている。

(注5) 本規制にかかる固定資産については、農業協同組合法施行規則において、貸借対照表上の固定資産帳簿価額から、その取得や拡充のための長期借入金、リース債務の額、土地再評価差額金とそれに係る繰延税金負債を控除した額とされている。同じく外部出資については、農業協同組合法施行規則および農業協同組合法施行規程において、貸借対照表上の外部出資の額から、その他有価証券評価差額金、および農業協同組合連合会・農林中央金庫・農業信用基金協会への払込済出資金を除いた額とされている。

(注6) 営業レバレッジ（DOL、経営レバレッジともいう）とは、当期の費用構造を変動費率と固定費を不変と仮定した場合に、売上高の変化によって営業利益はどのくらい変化するかを示す。固定費が大きいほどレバレッジ（てこ）が大きく作用し、営業利益の振れ幅は大きくなる。限界利益＝売上高－変動費として、営業レバレッジ＝限界利益／営業利益の絶対値。

ここでは、便宜上、事業総利益を限界利益、事業管理費を固定費、事業利益を営業利益とみなして計算した。

おわりに

11年度の農協経営には、東日本大震災と

会計基準の変更による影響が大きく反映されたが、農業生産の縮小や組合員構成の変化等の中長期的な構造変化に対応する動きもみられた。

被災地の農協における共済金や賠償金の受入を主因として、貯金平残は増加した。また、被災地の農協における住宅ローンの繰上償還は貸出金平残の前年比減少の一因となった。さらに、営農活動の停滞は被災地の農協の農業関連事業の利用高に影響を与えた。

また、「金融商品会計に関する実務指針」の改正により、11年度から貸倒引当金戻入益と償却債権取立益の表示区分が変更されたことは、事業総利益や経常利益を押し上げる一因となった。

一方、構造的変化については、組合員構成において、正組合員は減少し、准組合員が増加する傾向は続いている。また、法人正組合員が増加傾向にあることも目立つ。

このような組合員構成の変化に対して、農協は、職員数全体としてはスリム化を図る一方で、担い手である法人正組合員対応の営農渉外の拡充を含めて、農協の強みで

ある渉外体制を強化する動きがみられる。

また、事業総利益の前年比減少が続くなかで、事業管理費の削減により、近年の事業管理費比率は90%前後で安定して推移している。

中長期的にみると、農協組合員の構成は変化しており、これに対応して合理化しつつ経営体質を強化する農協の取組みは進んできたといえるが、農業関連の共同利用施設老朽化への対応等の課題も残されている。

<参考文献>

- ・桜井久勝(2012)『財務諸表分析〔第5版〕』中央経済社
- ・全国農業協同組合中央会(2012)『JAにおける財務諸表等の作成の手引き 平成24年度版』
- ・総務省消防庁(2013)「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第148報)」
- ・千野雅人(2012)「人口減少社会『元年』は、いつか?」総務省統計局広報資料「統計Today No.9」<http://www.stat.go.jp/info/today/009.htm> (13年8月29日アクセス)
- ・日本公認会計士協会(2007)「農業協同組合の会計に関するQ&A」
- ・農林水産省(2012)「東日本大震災による農業経営体の被災・経営再開状況(平成24年3月11日現在)」
「東日本大震災に伴う被災農地の復旧完了面積(平成24年3月11日現在)」

(おだか めぐみ)



発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2013

A4版 約193頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794
発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2013年12月

【訂 正】

前月号（2013年10月号・通巻812号）「木質バイオマス発電の動向と課題への対応」に誤りがありました。お詫びして、訂正いたします。

頁	所在	誤	正
25	本文左側上から5～6行目	認定した件数は わずか5件と乏しい が	認定した件数は 21件となっている が

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(47)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(47)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(47)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(48)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(48)
6. 農業協同組合 主要勘定	(48)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(50)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(50)
9. 金融機関別預貯金残高	(51)
10. 金融機関別貸出金残高	(52)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (3233) 7745
FAX 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2008. 8	38,980,254	4,999,290	14,638,497	1,410,575	35,820,998	8,220,788	13,165,680	58,618,041
2009. 8	38,044,485	5,409,377	23,530,676	1,216,001	44,007,072	11,549,728	10,211,737	66,984,538
2010. 8	39,331,362	5,590,377	24,351,961	1,102,348	46,834,763	12,312,959	9,023,630	69,273,700
2011. 8	41,519,060	5,267,689	20,833,815	4,514,003	39,608,801	14,404,304	9,093,456	67,620,564
2012. 8	43,162,601	4,904,809	22,663,355	3,339,030	44,790,290	15,913,424	6,688,021	70,730,765
2013. 3	47,195,661	4,619,200	27,134,631	3,124,882	50,070,058	15,672,157	10,082,395	78,949,492
4	47,994,678	4,565,376	26,557,250	4,682,782	49,503,561	16,310,383	8,620,578	79,117,304
5	48,050,096	4,507,337	27,339,697	4,851,760	50,160,446	16,606,399	8,278,525	79,897,130
6	48,233,381	4,452,715	26,939,152	6,971,777	48,994,489	16,170,604	7,488,378	79,625,248
7	48,481,109	4,400,580	25,075,963	5,751,829	49,019,727	16,317,917	6,868,179	77,957,652
8	48,273,510	4,361,479	25,103,111	7,315,751	48,281,427	15,816,774	6,324,148	77,738,100

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2013年8月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	40,056,754	-	457,506	539	160,982	-	40,675,781
水産団体	1,348,825	1,420	85,523	2	10,800	-	1,446,570
森林団体	2,184	-	4,197	51	104	-	6,536
その他会員	3,614	-	2,192	-	-	-	5,805
会員計	41,411,377	1,420	549,417	591	171,887	-	42,134,692
会員以外の者計	221,666	57,979	281,921	83,976	5,473,538	19,738	6,138,818
合計	41,633,043	59,399	831,338	84,568	5,645,424	19,738	48,273,510

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。
2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 250,051百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2013年8月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	55,788	84,449	50,986	-	191,223
	開拓団体	33	13	-	-	46
	水産団体	9,164	4,451	5,797	20	19,432
	森林団体	1,859	5,921	1,580	14	9,373
	その他会員	258	639	20	-	917
	会員小計	67,101	95,472	58,383	34	220,990
	その他系統団体等小計	51,552	20,211	39,048	-	110,810
計	118,653	115,683	97,431	34	331,800	
関連産業	2,278,002	36,077	1,032,313	3,889	3,350,282	
その他	12,002,439	3,013	129,239	1	12,134,692	
合計	14,399,094	154,773	1,258,983	3,924	15,816,774	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当 座 性	定 期 性	計		
2013. 3	7,324,584	39,871,077	47,195,661	-	4,619,200
4	7,253,720	40,740,958	47,994,678	-	4,565,376
5	7,372,917	40,677,179	48,050,096	1,000	4,507,337
6	7,180,675	41,052,706	48,233,381	-	4,452,715
7	7,129,358	41,351,751	48,481,109	1,000	4,400,580
8	6,625,260	41,648,250	48,273,510	-	4,361,479
2012. 8	5,677,050	37,485,551	43,162,601	2,000	4,904,809

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2013. 3	108,450	3,016,431	50,070,058	13,545,158	25,821	-	159,421
4	89,585	4,593,196	49,503,561	13,215,038	1,240	-	159,379
5	86,178	4,765,582	50,160,446	13,318,286	104	-	154,936
6	61,273	6,910,504	48,994,489	13,069,811	139	-	157,487
7	87,077	5,664,751	49,019,727	13,298,005	137	-	153,762
8	58,179	7,257,572	48,281,427	13,363,715	109	-	154,773
2012. 8	75,556	3,263,473	44,790,290	17,442,605	34,748	-	172,689

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貯 金		譲渡性貯金	借 入 金		出 資 金
	計	うち定期性		計	うち信用借入金	
2013. 3	55,338,787	53,938,247	978,623	953,925	1,798,304	
4	55,874,202	54,383,858	997,695	953,923	1,798,534	
5	55,512,795	54,237,243	1,037,491	953,923	1,798,535	
6	56,579,834	54,961,358	1,066,866	949,496	1,803,486	
7	55,246,237	53,715,798	1,011,350	947,177	1,740,476	
8	55,532,544	54,021,362	1,014,965	947,178	1,744,105	
2012. 8	55,227,361	53,648,626	980,567	913,106	1,791,107	

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2013. 2	28,354,614	61,950,302	90,304,916	549,891	377,852
3	28,344,068	61,348,789	89,692,857	553,571	370,389
4	28,608,362	61,447,955	90,056,317	567,601	387,302
5	28,311,634	61,566,557	89,878,191	587,868	410,492
6	28,747,570	62,481,447	91,229,017	565,404	390,206
7	28,103,902	63,046,778	91,150,680	585,192	410,930
2012. 7	27,270,029	62,232,494	89,502,523	589,702	419,887

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
432,924	4,235,124	3,425,909	19,040,674	78,949,492
657,958	4,698,736	3,425,909	17,774,647	79,117,304
769,923	4,012,559	3,425,909	19,130,306	79,897,130
633,972	5,120,270	3,425,909	17,759,001	79,625,248
654,262	4,920,510	3,425,909	16,074,282	77,957,652
612,991	4,921,191	3,425,909	16,143,020	77,738,100
478,000	6,620,406	3,425,909	12,137,040	70,730,765

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
14,136,360	1,370,964	5,410	15,672,157	1,465,000	8,591,575	78,949,492
14,836,932	1,309,353	4,718	16,310,383	720,000	7,899,339	79,117,304
15,144,149	1,302,798	4,514	16,606,399	620,000	7,658,421	79,897,130
14,699,520	1,308,742	4,854	16,170,604	524,642	6,963,597	79,625,248
14,867,358	1,293,471	3,324	16,317,917	529,810	6,338,233	77,957,652
14,399,094	1,258,983	3,923	15,816,774	529,835	5,794,204	77,738,100
14,429,397	1,307,446	3,891	15,913,424	620,000	6,033,274	70,730,765

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
74,022	33,544,380	33,445,408	-	434,273	18,624,345	6,907,371	1,498,758
62,530	34,749,132	34,670,301	-	436,016	16,817,648	6,803,603	1,510,037
59,106	34,105,206	34,024,966	-	442,697	17,175,212	6,795,898	1,530,863
60,923	35,245,212	35,169,138	2,000	449,135	17,140,765	6,812,817	1,558,407
64,055	33,764,596	33,684,613	2,000	453,963	17,112,530	6,765,160	1,529,289
58,598	34,005,603	33,930,371	-	455,176	17,140,634	6,812,020	1,523,926
60,076	33,548,997	33,465,967	2,000	424,972	17,320,537	6,746,670	1,499,228

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農) 貸 付 金		
387,744	62,986,035	62,752,536	4,814,436	1,753,158	23,034,120	205,642	711	
397,659	62,873,469	62,615,155	4,745,641	1,726,765	23,134,498	207,028	711	
410,451	63,181,457	62,929,868	4,657,488	1,686,697	23,001,426	207,075	706	
385,036	62,684,541	62,420,640	4,828,965	1,853,065	23,131,655	206,556	706	
396,389	63,956,238	63,697,457	4,842,826	1,871,009	23,133,587	206,288	706	
415,355	64,036,024	63,778,179	4,756,401	1,848,406	23,191,000	206,176	706	
409,331	62,185,617	61,957,237	4,722,556	1,616,973	23,409,978	220,715	713	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2013. 5	2,084,665	1,425,551	10,037	55,648	13,661	1,446,088	1,427,948	124,348	549,607	
6	2,123,991	1,453,276	10,037	55,650	13,459	1,486,405	1,467,448	123,830	550,329	
7	2,122,239	1,459,386	10,037	55,554	13,802	1,480,874	1,462,553	123,508	551,246	
8	2,132,609	1,468,587	10,033	55,694	14,781	1,491,552	1,472,554	119,711	554,260	
2012. 8	2,118,473	1,462,022	8,901	56,700	14,035	1,424,441	1,403,245	141,470	569,542	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2013. 3	885,032	520,185	125,525	97,440	118,374	6,915	851,610	839,042	1,536	213,665	12,171	137
4	875,513	521,936	126,000	98,165	119,983	7,371	840,078	828,721	1,539	215,063	12,120	137
5	766,613	455,422	94,965	72,607	95,026	6,423	721,362	710,926	1,539	172,048	11,473	137
6	884,413	522,602	130,308	101,239	118,487	6,590	840,443	829,084	1,736	219,859	12,146	137
2012. 6	876,883	523,377	139,575	106,222	120,324	6,763	838,933	827,722	2,284	211,342	12,662	145

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2010. 3	844,772	511,870	2,633,256	2,072,150	567,701	1,173,807	167,336	
	2011. 3	858,182	526,362	2,742,676	2,124,424	576,041	1,197,465	172,138	
	2012. 3	881,963	533,670	2,758,508	2,207,560	596,704	1,225,885	177,766	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	高	2012. 8	897,936	552,274	2,691,614	2,190,955	593,550	1,244,745	181,313
		9	895,153	548,950	2,741,975	2,211,659	594,079	1,250,282	182,598
		10	897,929	552,251	2,705,336	2,193,174	588,464	1,246,750	181,863
		11	897,595	552,570	2,726,473	2,199,114	588,631	1,243,587	181,684
		12	908,534	561,352	2,740,965	2,230,610	598,672	1,260,120	183,921
		2013. 1	901,794	555,691	2,742,754	2,213,746	590,574	1,247,839	182,793
		2	903,049	557,112	2,753,907	2,226,139	593,299	1,253,060	183,466
		3	896,929	553,388	2,856,615	2,282,459	600,247	1,248,763	182,678
4		900,563	558,742	2,844,244	2,279,933	600,395	1,262,871	184,239	
5		898,782	555,128	2,872,017	2,272,525	597,813	1,257,519	183,571	
6		912,290	565,798	2,856,093	2,305,310	606,945	1,273,931	185,841	
7		911,507	552,462	2,820,634	2,280,308	602,013	1,268,197	185,266	
8 P	915,929	555,325	2,801,076	2,291,522	605,240	1,273,901	P 186,258		
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
前	2010. 3	1.4	0.6	2.2	3.5	1.2	1.7	2.3	
	2011. 3	1.6	2.8	4.2	2.5	1.5	2.0	2.9	
	2012. 3	2.8	1.4	0.6	3.9	3.6	2.4	3.3	
同 月 比 増 減 率	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	2012. 8	1.9	0.7	2.1	2.1	1.8	1.7	2.8	
	9	2.1	1.1	2.7	3.1	1.5	2.2	3.2	
	10	1.9	3.4	2.3	2.4	0.9	1.8	2.9	
	11	1.9	3.3	1.2	2.6	0.8	1.7	2.9	
	12	2.0	3.6	2.5	2.9	1.1	1.9	3.0	
	2013. 1	1.9	3.2	2.2	3.0	0.8	1.7	2.8	
	2	1.8	3.3	2.7	3.3	0.9	1.8	2.8	
	3	1.7	3.7	3.6	3.4	0.6	1.9	2.8	
	4	1.6	3.3	4.4	3.2	0.5	1.7	2.6	
	5	1.7	2.9	4.4	3.8	1.2	1.8	2.6	
	6	1.7	2.7	4.7	4.1	1.3	2.1	2.6	
7	1.8	0.1	4.0	4.3	1.5	2.2	2.6		
8 P	2.0	0.6	4.1	4.6	2.0	2.3	P 2.7		

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2010. 3	226,784	55,916	1,797,912	1,544,708	433,144	641,575	94,025	
	2011. 3	223,241	53,591	1,741,986	1,571,010	436,880	637,551	94,151	
	2012. 3	219,823	53,451	1,741,033	1,613,079	444,428	637,888	94,761	
	高	2012. 8	218,360	52,475	1,693,809	1,612,888	439,084	628,566	94,075
		9	217,731	53,372	1,719,343	1,635,531	441,905	635,222	94,920
		10	216,790	54,931	1,706,696	1,622,384	436,157	628,846	94,433
		11	216,309	54,437	1,709,154	1,625,372	436,678	629,303	94,591
		12	215,420	54,340	1,731,394	1,646,428	443,315	634,878	95,313
		2013. 1	214,859	54,136	1,728,171	1,639,450	438,635	628,116	94,846
		2	214,891	53,803	1,744,485	1,641,040	438,615	627,599	94,863
		3	215,438	54,086	1,768,869	1,665,710	448,507	636,876	95,740
4		214,079	52,936	1,746,675	1,645,861	441,060	628,896	94,759	
5		215,303	52,650	1,742,604	1,653,076	441,074	628,729	94,923	
6		215,366	52,544	1,767,866	1,659,257	443,787	631,591	95,149	
7		215,797	52,359	1,769,637	1,661,962	442,831	630,823	95,291	
8 P		216,127	52,881	1,771,607	1,668,866	443,293	632,872	P 95,459	
前		2010. 3	1.4	△0.9	△5.3	0.0	0.0	△1.1	△0.1
		2011. 3	△1.6	△4.2	△3.1	1.7	0.9	△0.6	0.1
		2012. 3	△1.5	△0.3	△0.1	2.7	1.7	0.1	0.6
年 同 月 比 増 減 率									
	2012. 8	△2.1	△1.1	△0.5	3.2	1.7	△0.5	0.3	
	9	△1.9	1.1	△0.0	3.6	1.0	△0.1	0.7	
	10	△2.1	1.6	△0.1	3.3	0.6	△0.5	0.5	
	11	△2.1	1.8	0.2	3.2	0.6	△0.3	0.7	
	12	△2.0	1.2	0.1	3.3	0.7	△0.5	0.6	
	2013. 1	△2.1	0.8	1.0	3.3	0.7	△0.5	0.6	
	2	△2.0	0.9	1.3	3.3	0.7	△0.6	0.5	
	3	△2.0	1.2	1.6	3.3	0.9	△0.2	1.0	
	4	△2.0	△0.1	1.5	2.9	0.5	△0.4	0.8	
	5	△1.5	△0.7	2.1	3.5	0.9	0.1	1.1	
	6	△1.4	△0.2	2.9	3.3	0.7	0.2	1.2	
	7	△1.3	△0.9	3.5	3.5	0.8	0.4	1.4	
	8 P	△1.0	0.8	4.6	3.5	1.0	0.7	P 1.5	

(注) 1 表9(注)に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

東日本大震災発生から2年が経ち、被災市町村においては、復興計画に基づいて本格的な復興事業が進められているところです。

過去の大災害と比べ、東日本大震災は、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにするようになるでしょう。

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

その目的は、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ろうとするものです。

このホームページが、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

農林中金総合研究所は、農林漁業・環境問題などの中長期的な研究、農林漁業・協同組合の実践的研究、そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など、幅広い調査研究活動を通じ情報センターとしてグループの事業をサポートしています。

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a header with the title '農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～'. Below the header, there is a navigation bar with tabs for 'HOME', '内容から探す', '都道府県から探す', '情報提供組織から探す', and '詳細検索'. A search bar is also present. The main content area features a large heading and a brief introduction. Below this, there are four main sections: '被災状況', '支援活動', '復旧・復興への取組み', and '原発関連'. At the bottom, there is a '更新情報' section with a 'すべて' button and a 'お知らせ' section with a 'お知らせ一覧' button. The website is designed with a green and white color scheme and includes various icons and links.

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2013年11月号第66巻第11号〈通巻813号〉11月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7791

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

農林中金ファシリティーズ株式会社 / 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7580 FAX 03-5295-1916

定価

400円(税込み) 1年分4,800円(送料共)

印刷所

永井印刷工業株式会社